

こどもを取り巻く支援の体制と連携

～進路選択と長期的支援～

令和4年度 大阪府障がい児等療育支援事業 専門研修会

桃山学院教育大学

人間教育学部

長谷川 陽一

2022. 11. 8



「特別支援教育」
と
「インクルーシブ教育（システム）」



インクルーシブ教育（システム）と特別支援教育

サラマンカ声明と行動大綱

障害者の権利に関する条約

障害者基本法一部改正

就学先決定の仕組みの改正

障害者の権利に関する条約

インクルーシブ教育システムの構築

児童
福祉法

障害者
総合
支援法

発達障害者支援法

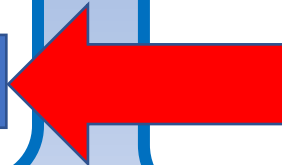
通級指導教室の対象児童・生徒の拡大

特殊教育から特別支援教育への転換
***すべての学校で行う**

- ・特別支援教育コーディネーター
- ・校内委員会
- ・個別の教育支援計画・個別の指導計画
- ・支援学校のセンター的機能

高等学校 通級指導教室の設置

特別支援教育の充実



サラマンカ声明と行動大綱（1994年）

- * UNESCOとスペイン政府によってサラマンカにて開催
- * 「特別ニーズ教育世界会議」：万人のための学校（Education for All）

「すべての子どもたちを含めることを可能にするよう教育システムを改善することに、高度の政治的・予算的優先性を与えること」

「通常の学校内にすべての子どもたちを受け入れるという、インクルーシブ教育の原則を、法的問題もしくはは政治的問題として取り上げること」

障害者の権利に関する条約

平成18年（2006年） 国連総会で採択



平成19年（2007年） 日本国署名



条約締結のため法整備等を進める



平成25年（2013年）年12月4日 国会で締結を承認



平成26年（2014年）1月20日 締約国になる

障害者の権利に関する条約

【第24条】

- ・ **インクルーシブ教育システムを確保する**
 - * あらゆる段階における障がい者を包容する
教育制度
- ・ 障がいを理由に**教育制度一般から排除されない**
- ・ 個人に必要な「**合理的配慮**」が提供される

障害者基本法等の整備

- 障害者基本法の一部改正（平成23年8月公布）
 - ⇒ 障害者の定義の見直し（障がい及び社会的障壁）
 - ⇒ 差別の禁止（障がいを理由とする差別の禁止）
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月施行）
 - ⇒ 障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止
 - ⇒ 合理的配慮を行う義務
- * 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する方針」（平成27年策定）
 - ⇒ 合理的配慮の基本的な考え方などを提示

合理的配慮と基礎的環境整備

・ 基礎的環境整備

* 合理的配慮の基礎となる環境整備

⇒ 国、都道府県、市町村、学校による整備

・ 合理的配慮

* 幼児児童生徒一人一人への必要かつ適当な変更及び調整

⇒ 設置者、学校が実施

学校教育法施行令一部改正（H25）

就学先を決定する仕組みの改正

「就学基準に該当する障がいのある子どもは、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学していることを可能とする」



「個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障がいの状態等をふまえた総合的な観点から就学先を決定する仕組み」

☆ 本人、保護者の意見を最大限尊重するという考え方

特別支援教育とインクルーシブ教育

➤ 特別支援教育 (Special Need Education)

⇒ 発達障がいを含むすべての障がいのある子どもたちに
「一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行う」という考え方

➤ インクルーシブ教育 (Inclusive Education)

⇒ 子どもたちの学ぶ場を「『障がいの有無』で分けない」という考え方

障がいのある子どもたちの学びの場 と 進路選択の状況



障がいのある子どもたちの主な学びの場

小学校

- ・ 通常の学級
- ・ 特別支援学級
- ・ 通級指導教室

特別支援学校
小学部 など

中学校

- ・ 通常の学級
- ・ 特別支援学級
- ・ 通級指導教室

特別支援学校
中学部 など

高等学校

- ・ 通常の学級
- ・ 通級指導教室

専修学校

特別支援学校
高等部 など

* 大阪府では、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ制度として、
「知的障がい生徒自立支援コース」「共生推進教室」がある。

特別支援教育の現状

文部科学省ホームページより引用



(令和元年5月1日現在)

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

通常の学級

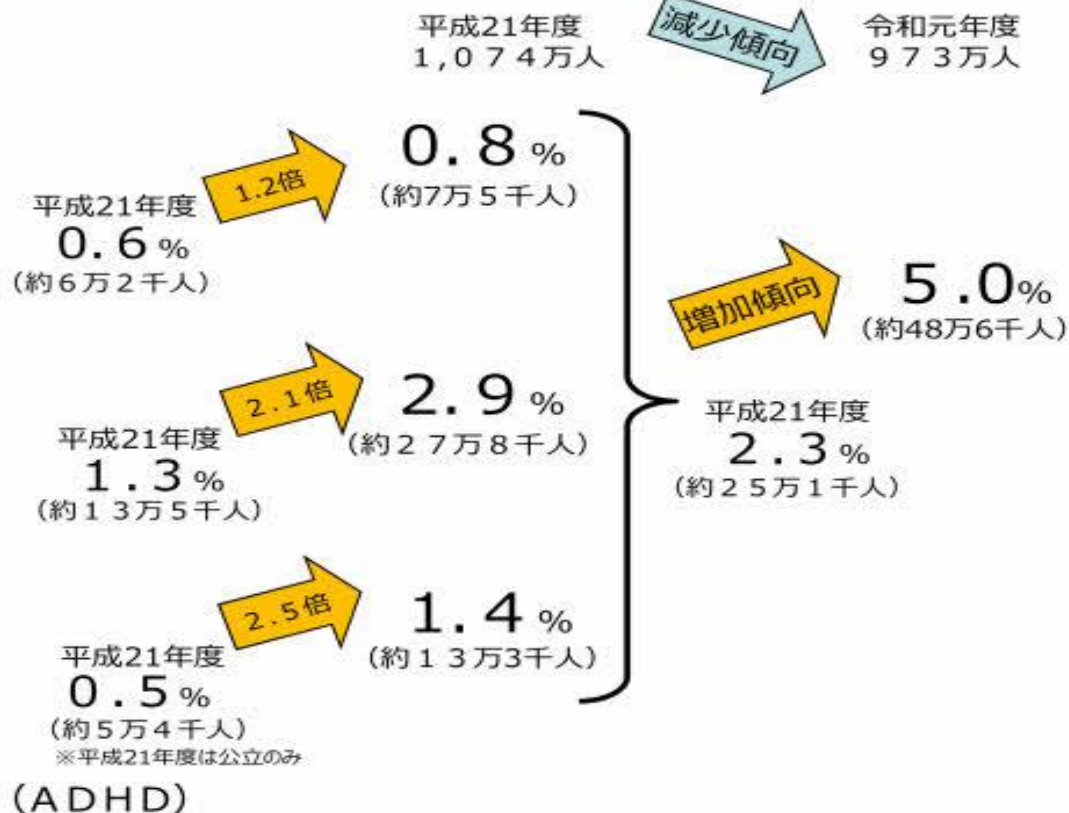
通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害 (LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

発達障害 (LD・ADHD・高機能自閉症等) の可能性のある児童生徒 : 6.5% 程度*の在籍率

*この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

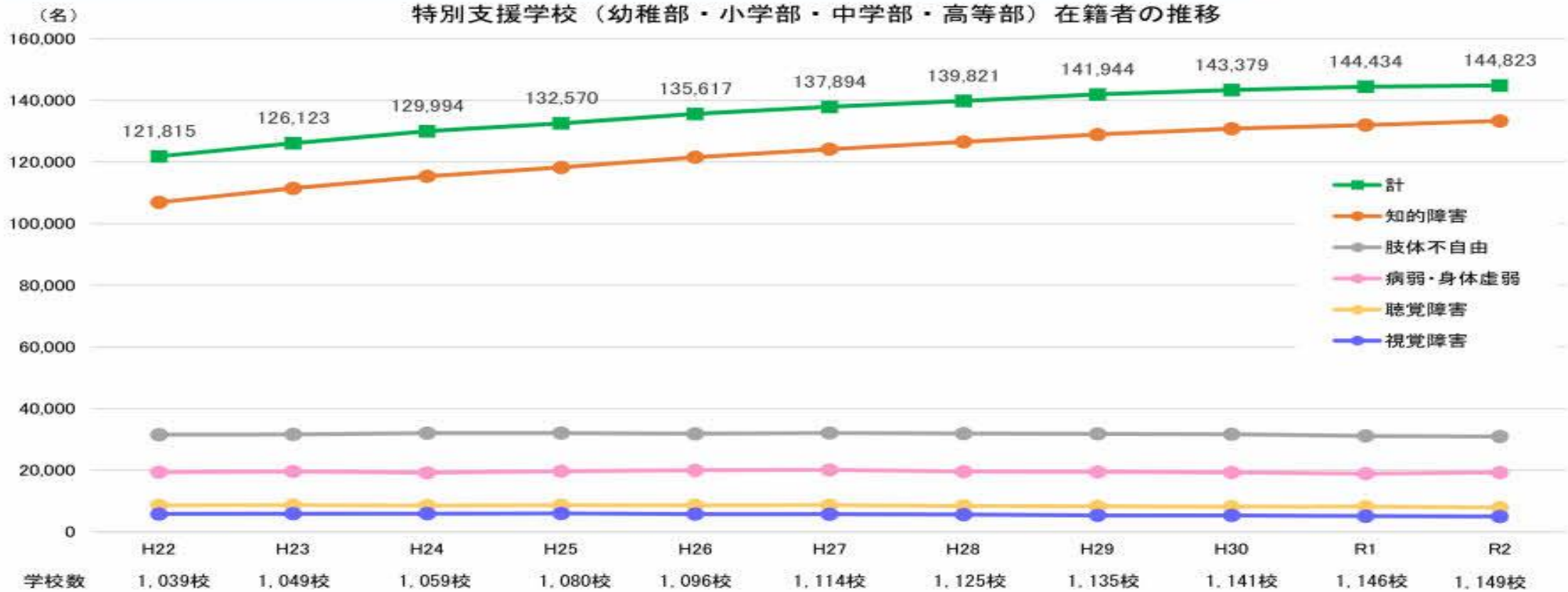
義務教育段階の全児童生徒数



発達障害 (LD・ADHD・高機能自閉症等) の可能性のある児童生徒 : 6.5% 程度*の在籍率
*この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の現状

特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)



【令和2年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	86	119	790	352	158	1,505
在籍者数	4,978	7,850	133,308	30,905	19,240	196,281

(出典)学校基本統計

※学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数の障害種別数値の合計は計と一致しない。

文部科学省ホームページより引用

特別支援学級の児童生徒数・学校数の推移 (各年度5月1日現在)



特別支援学級在籍者数の推移



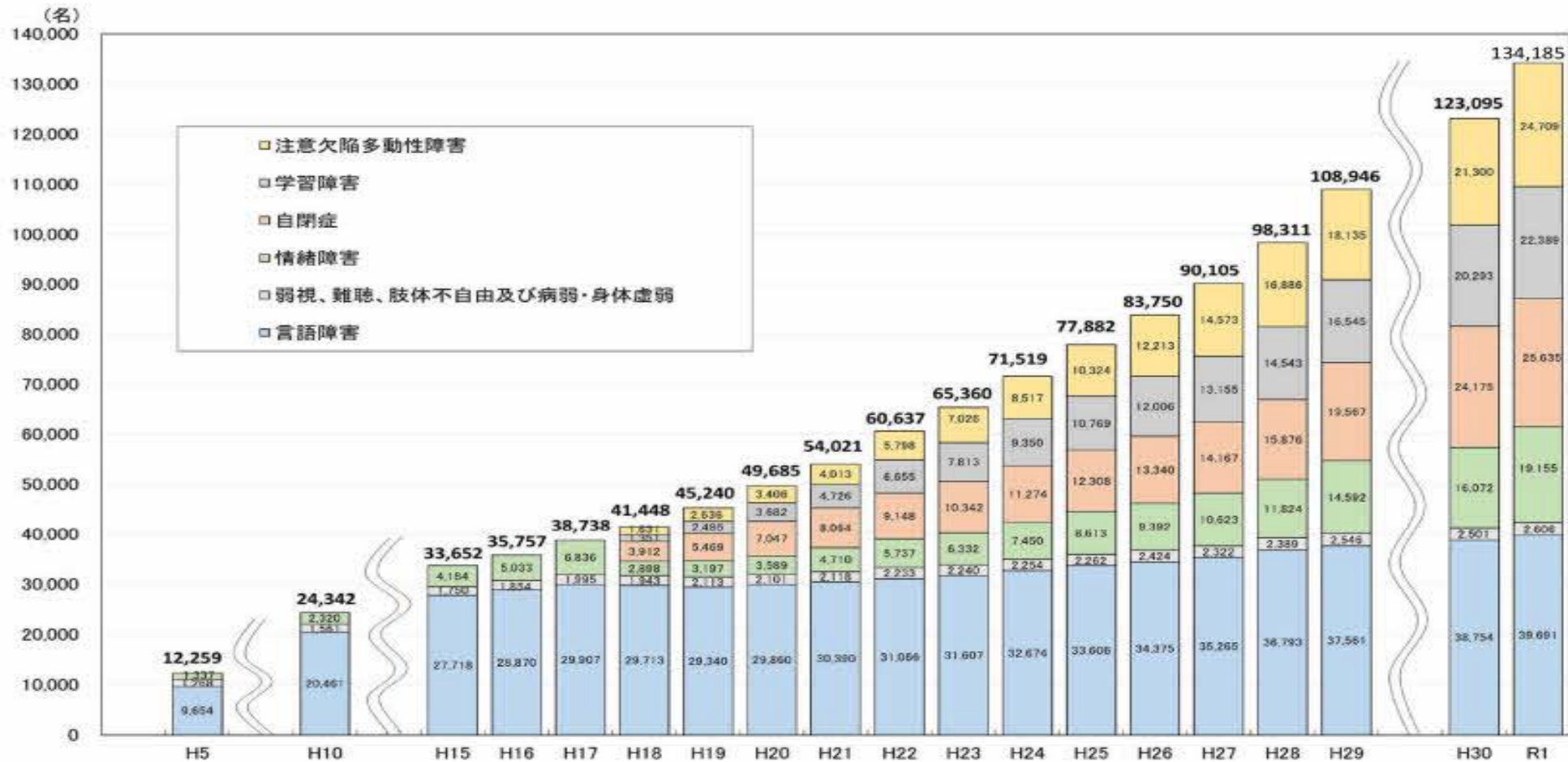
【令和2年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	29,162	3,150	2,518	537	1,294	707	29,287	66,655
在籍者数	138,232	4,685	4,312	643	1,965	1,495	151,141	302,473

(出典) 学校基本統計

文部科学省ホームページより引用

通級による指導を受けている児童生徒数の推移 (各年度5月1日現在)

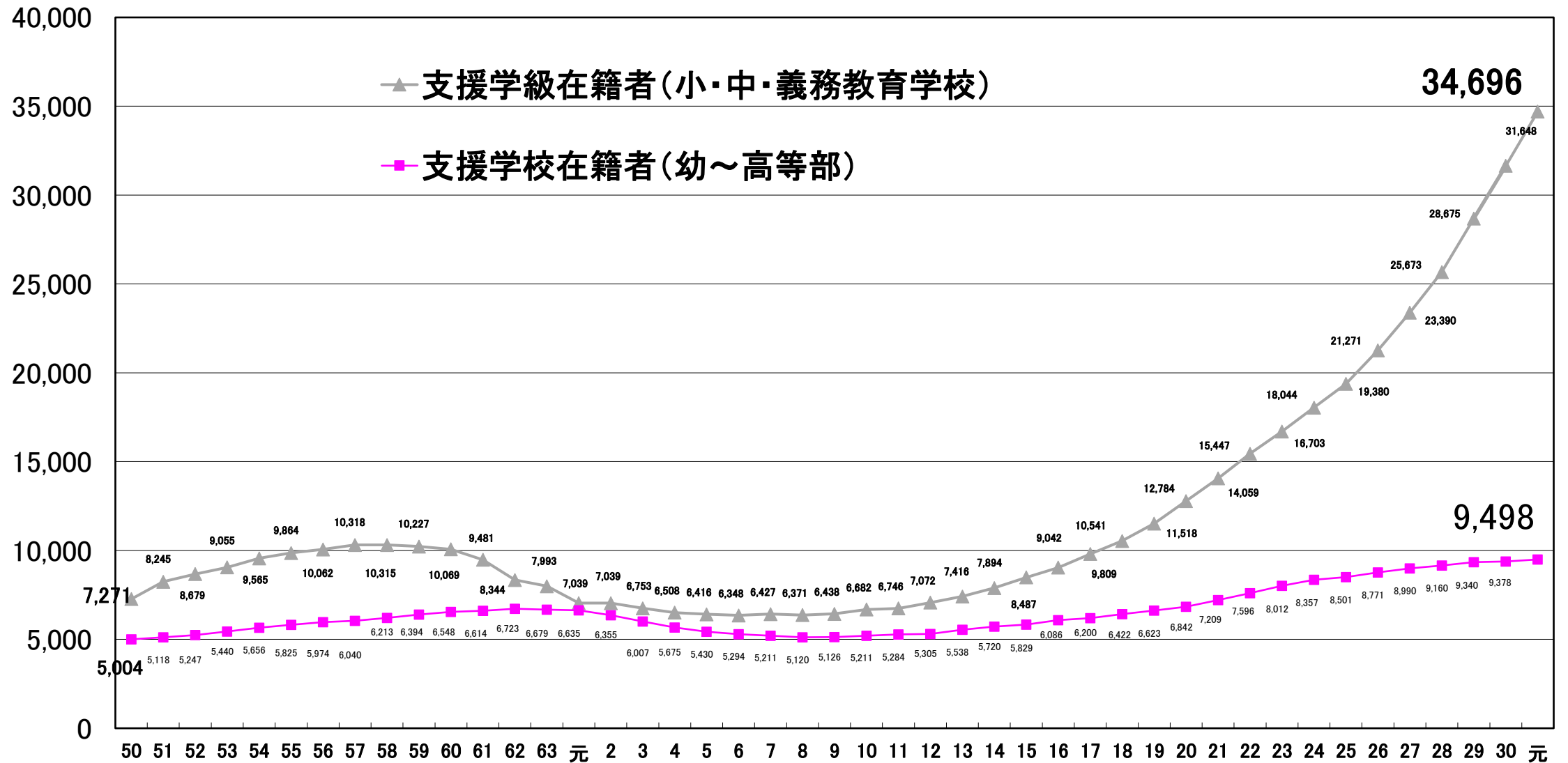


※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

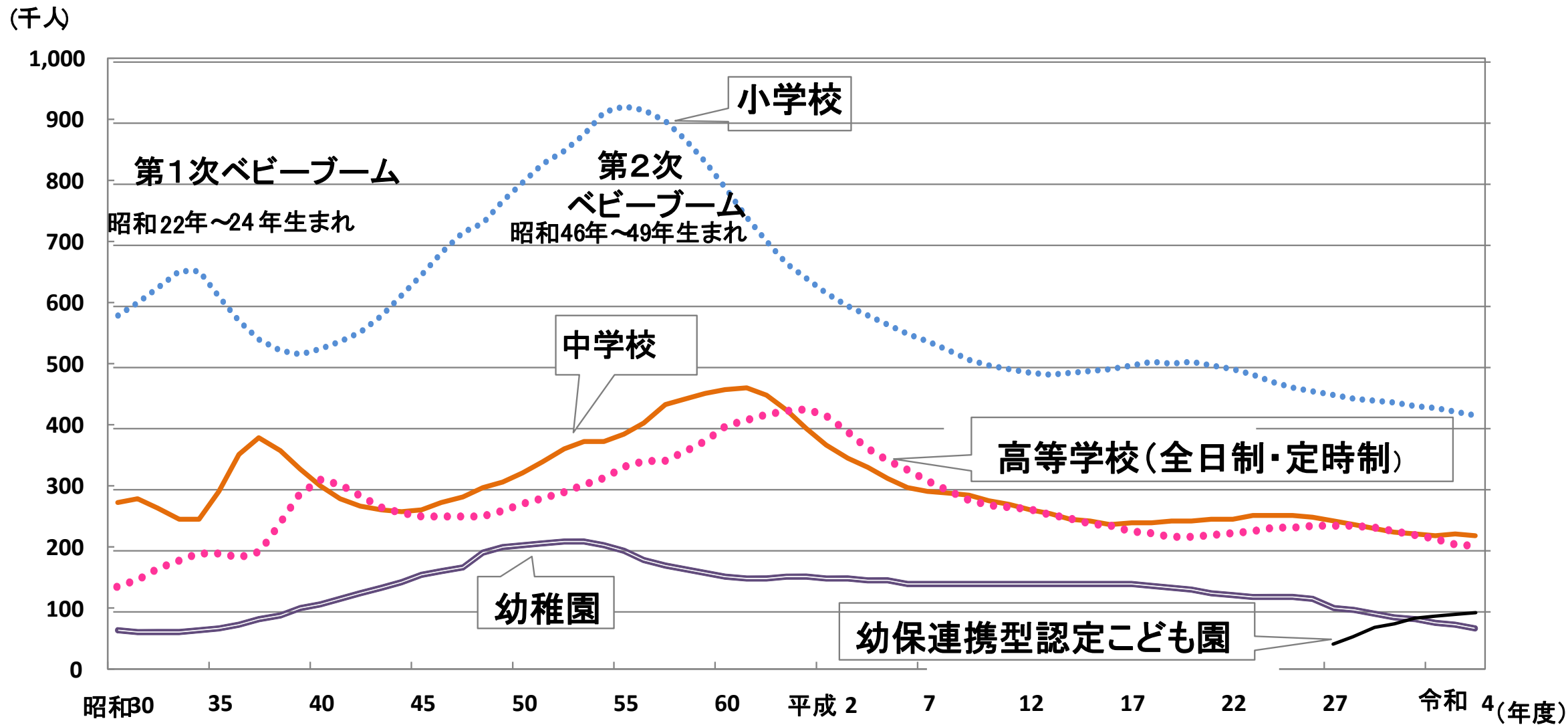
大阪府 幼児児童生徒の推移 昭和50（1975）年～

大阪の支援教育（大阪府教育庁）より



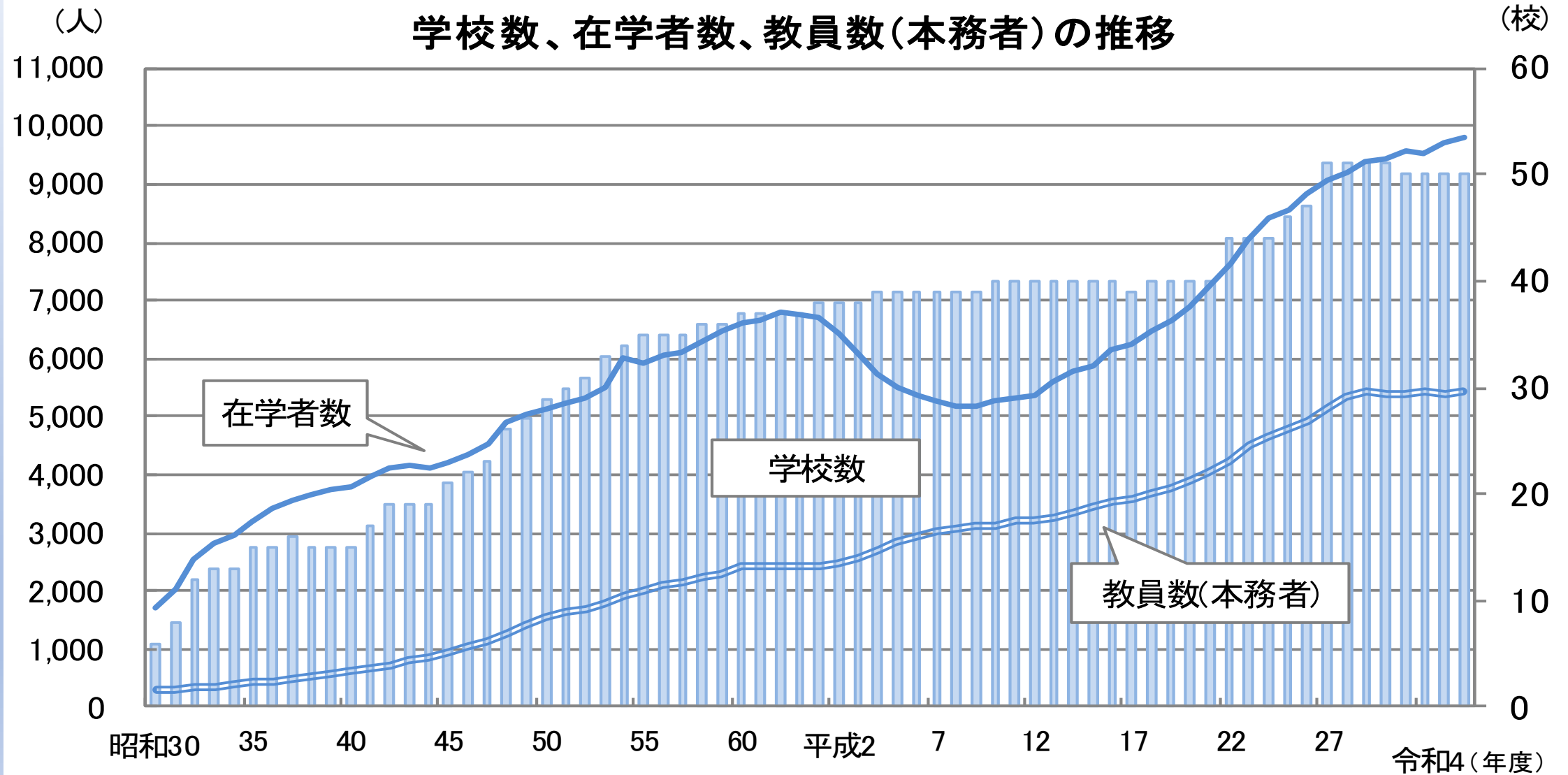
大阪府 学校園在籍者数の推移

大阪府学校基本調査（R4）より

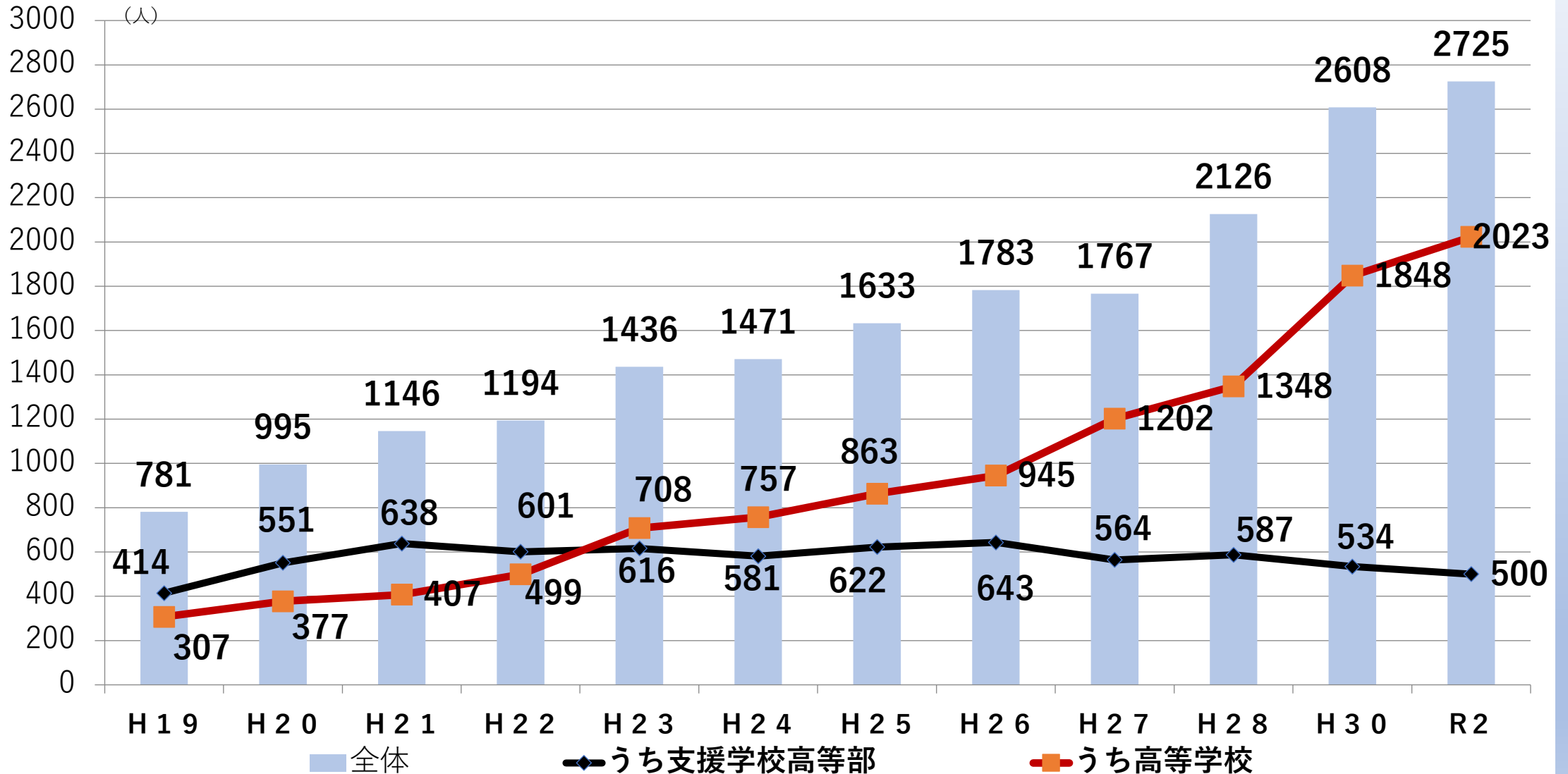


大阪府 特別支援学校の状況

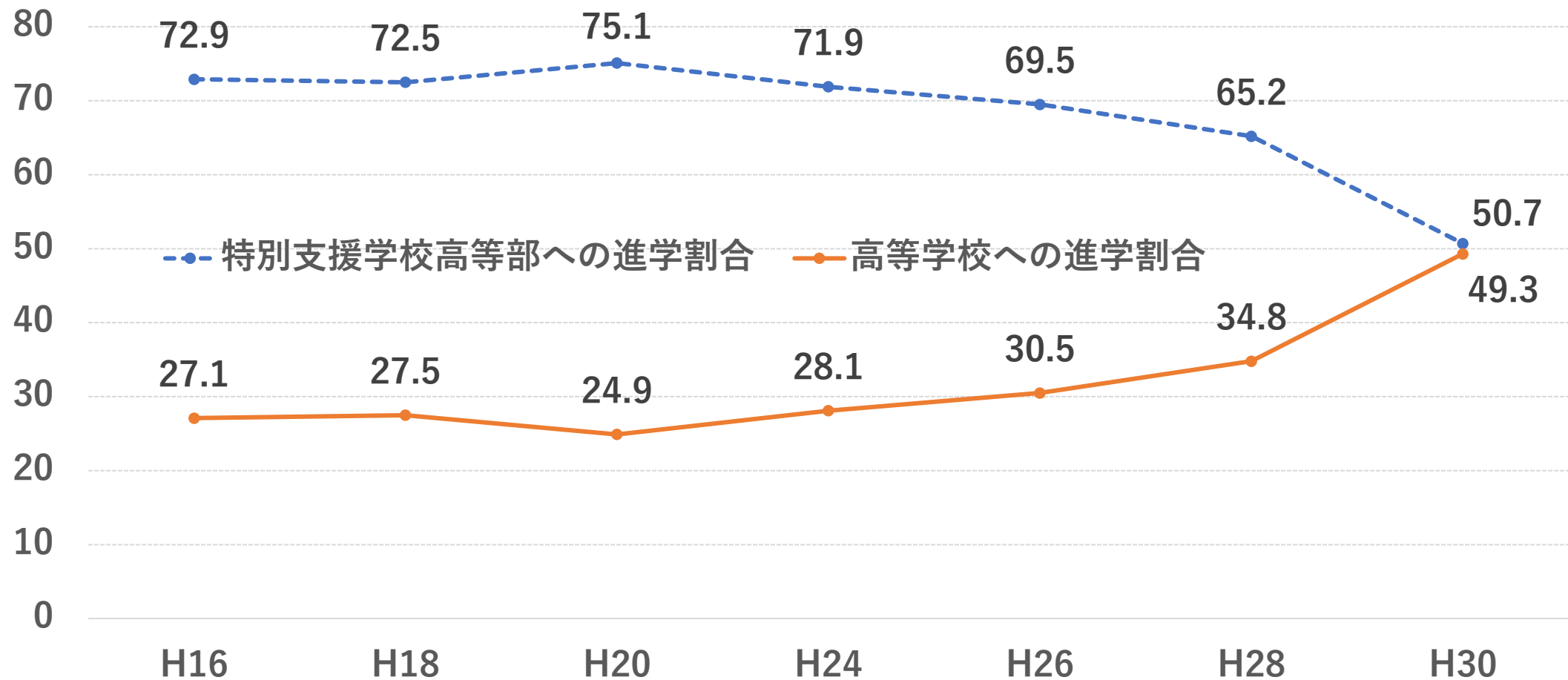
大阪府学校基本調査（R4）より



中学校の支援学級在籍生の進路状況の推移（大阪府）



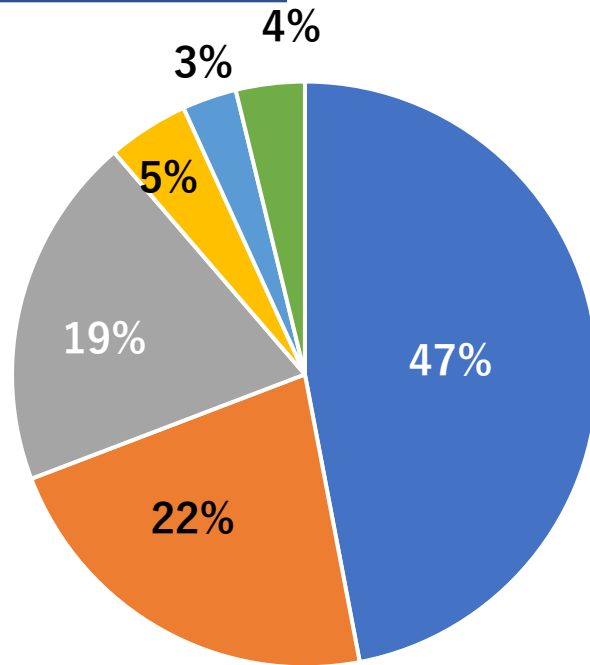
全国 中学校（特別支援学級）の進路状況



大阪府 中学校 特別支援学級在籍生徒 進路状況① (R2)

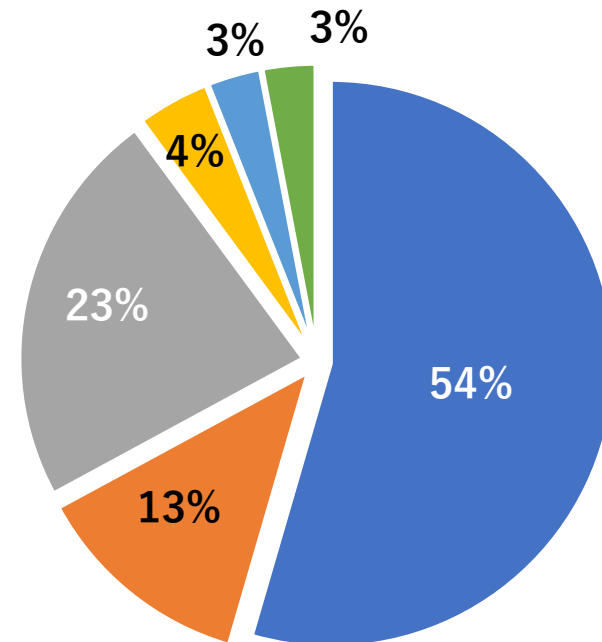
大阪の支援教育（大阪府教育庁）データより試算 *パーセント指数は概数による表記

知的障がい



- 高等学校全日制
- 支援学校高等部
- 高等学校通信制
- 専修学校等
- 高等学校定時制
- その他

自閉・情緒障がい



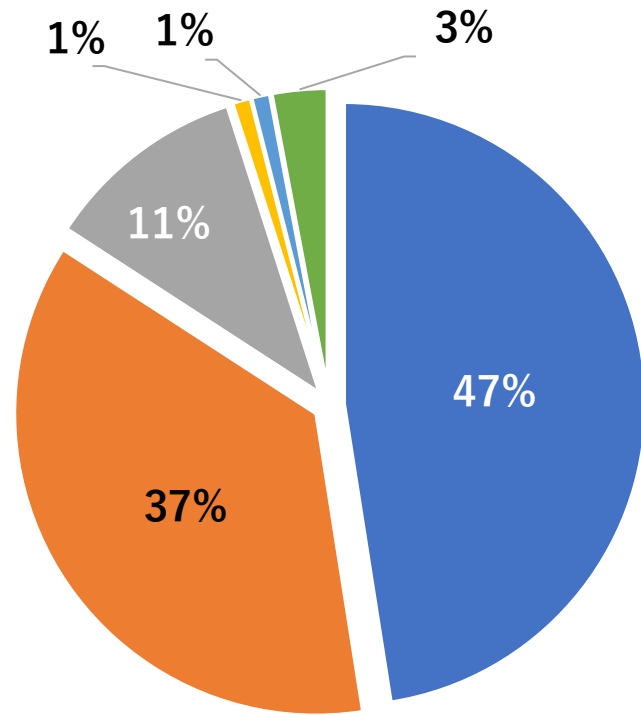
- 高等学校全日制
- 支援学校高等部
- 高等学校通信制
- 専修学校等
- 高等学校定時制
- その他

大阪府内中学校 特別支援学級在籍生徒 進路状況② (R2)

大阪の支援教育（大阪府教育庁）データより試算

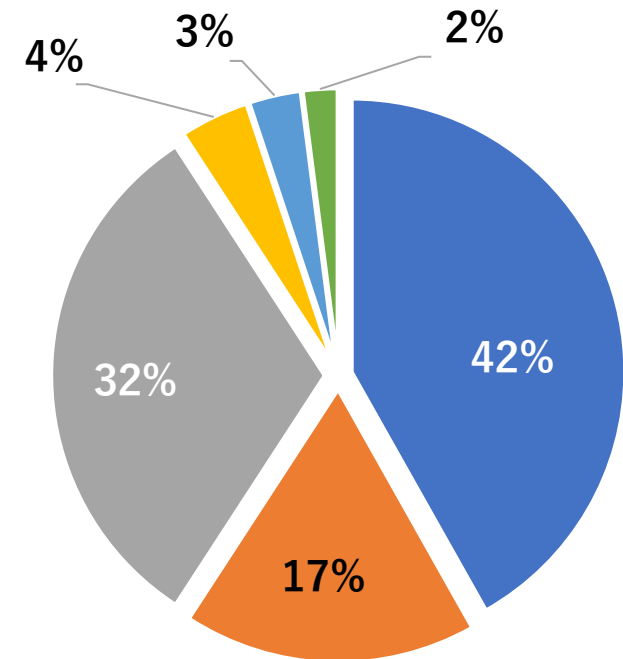
*パーセント指数は概数による表記

肢体不自由



- 高等学校全日制
- 支援学校高等部
- 高等学校通信制
- 専修学校等
- 高等学校定時制
- その他

病弱・身体虚弱

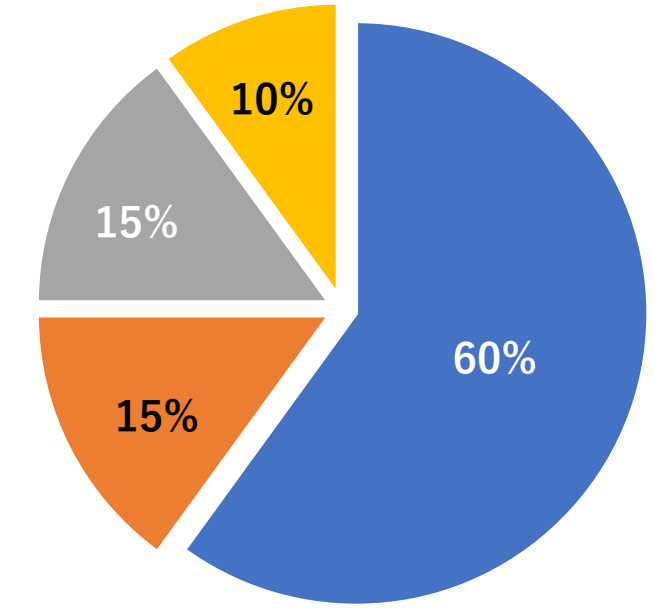


- 高等学校全日制
- 支援学校高等部
- 高等学校通信制
- 専修学校等
- 高等学校定時制
- 家庭保護

大阪府内中学校 特別支援学級在籍生徒 進路状況③ (R2)

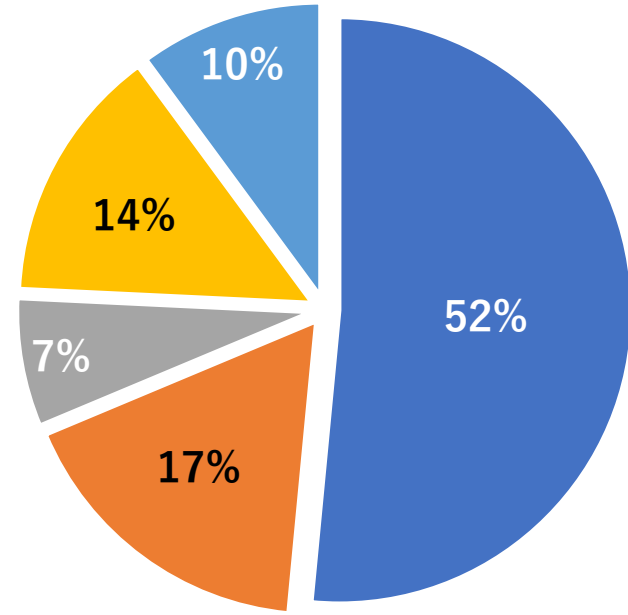
大阪の支援教育（大阪府教育庁）データより試算 *パーセント指数は概数による表記

弱視



- 高等学校全日制
- 支援学校高等部
- 高等学校通信制
- 専修学校等

難聴



- 高等学校全日制
- 支援学校高等部
- 高等学校通信制
- 高等学校定時制
- 専修学校等

高等学校における多様な学びの場



大阪府立高等学校・支援学校の学び

【高等学校】

- ・ グローバルリーダーズハイスクール（進学指導特色校）
- ・ 普通科高校 ・ 普通科総合選択制高校 ・ 専門高校 ・ 専門学科
- ・ 総合学科高校 ・ 教育センター附属高校
- ・ エンパワーメントスクール
 - * 夜間定時制の課程 ・ 通信制の課程
 - * 知的障がい生徒自立支援コース ・ 共生推進教室
 - * 通級指導教室

【支援学校】

- ・ 視覚障がい支援学校、聴覚障がい支援学校、知的障がい支援学校
- ・ 肢体不自由支援学校 病弱支援学校
- ・ 職業学科設置の高等支援学校



高等学校における知的障がいのある生徒の学びの場 R4年度

- **自立支援推進校（知的障がい生徒自立支援コース設置校） 11校**
園芸高校、阿武野高校、柴島高校、東淀工業高校、枚方なぎさ高校、
桜宮高校、八尾翠翔高校、西成高校、松原高校、堺東高校、貝塚高校
- **共生推進校（高等支援学校：本校 高等学校：共生推進教室設置校） 10校**
 - **たまがわ高等支援学校：** 枚岡樟風高校、金剛高校
 - **とりかい高等支援学校：** 千里青雲高校、北摂つばさ高校
 - **すながわ高等支援学校：** 信太高校、久米田高校
 - **むらの高等支援学校：** 緑風冠高校、芦間高校
 - **なにわ高等支援学校：** 東住吉高校、今宮高校

自立支援推進校・共生推進校 「ともに学び、ともに育つ教育の推進」

	知的障がい生徒 自立支援コース	共生推進教室
学籍	高等学校	支援学校（本校）
教育課程	高等学校の教育課程	特別支援学校の教育課程
授業の場所	高等学校（全日）	高等学校（4日）本校（1日） *本校では職業に関する科目を学習
制服・部活動	高等学校	高等学校
その他		就学奨励費制度の活用

令和3年度の大阪府教育庁支援教育課のリーフレットを参考に作成しています。
必ず当該年度の教育課程等を確認してください。

府立高等学校 通級指導教室設置校

R4～

▪ 柴島高校

▪ 大手前高校

▪ 松原高校

▪ 岬高校

▪ 箕面東高校

▪ 野崎高校

▪ 布施高校

▪ 教育センター付属高校

▪ 富田林高校

▪ 和泉総合高校

エンパワーメントスクール

箕面東高校

淀川清流高校

成城高校

西成高校

布施北高校

和泉総合高校

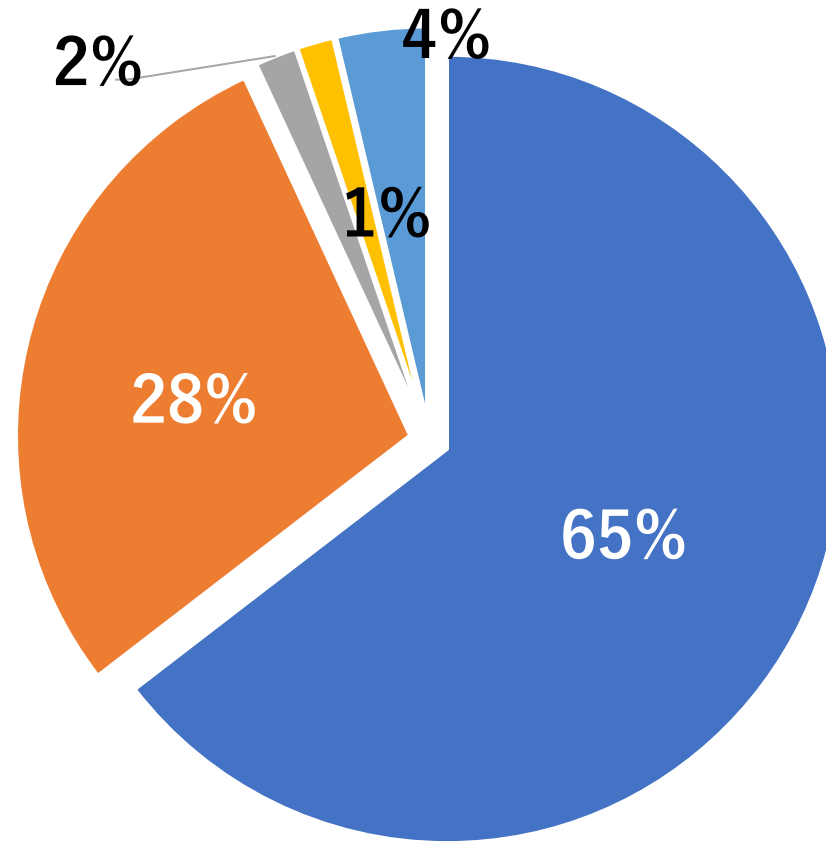
長吉高校

岬高校

【エンパワーメントスクールで育む力】

- ・ 基礎学力 必要な読み書き計算をはじめとした各教科における基礎基本の学力
- ・ 考える力 自尊感情を高め、自分の意見や考えを持つとともに、異なる意見も尊重しながら課題解決していく力
- ・ 生き抜く力 世の中のしくみや仕事への理解を深め、進路を選択し、社会参画する力

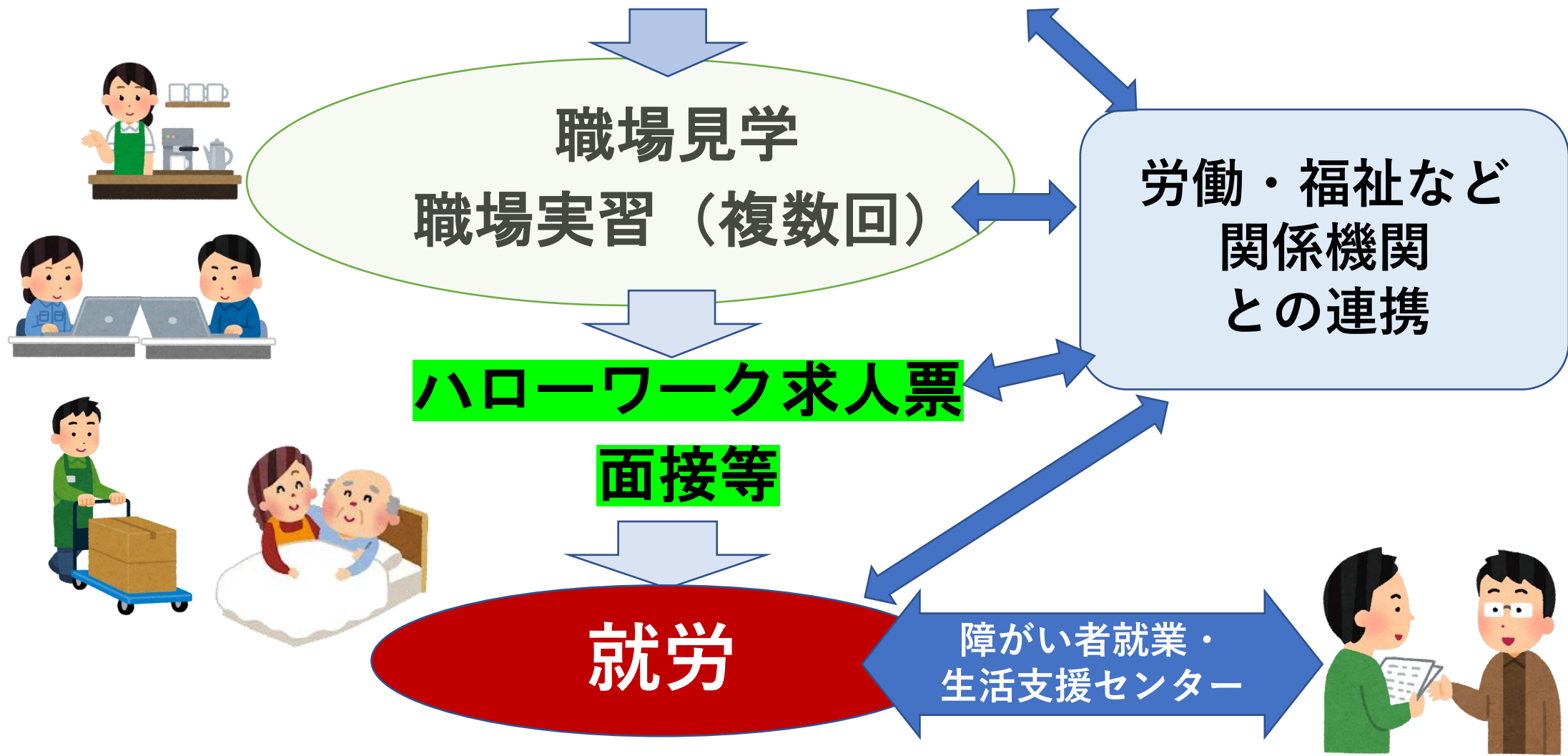
大阪府 特別支援学校高等部（生活課程） 進路状況（R2）



■ 障害がい者支援施設 ■ 就労 ■ 職業能力開発校等 ■ 家庭保護 ■ その他

特別支援学校 高等部等 就労支援の仕組み（障がい者雇用）

職場実習先開拓・確保（特別支援学校）



障害者雇用の仕組み (障害者雇用促進法)

➤ 事業主に対して法的雇用率を義務付け

2.3%

- ・ 障害者雇用納付金 (雇用率未達成事業主)
 - * 不足1人月額5万円徴収 (適用対象: 労働者数100人超の場合)
- ・ 障害者雇用調整金 (雇用率達成事業主)
 - * 超過1人月額2万7千円支給 (適用対象: 労働者100人超の場合)

➤ 障害者本人に対して

- ・ ハローワーク … 職業紹介、職業指導、求人開拓等
- ・ 地域障害者職業センター … 職業リハビリテーションサービス実施
 - * 職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等
- ・ 障害者就業・生活支援センター … 就業・生活両面の相談・支援

府内支援事業所等職員・府立支援学校教職員
対象アンケート結果より



児童発達支援・放課後等デイサービス・相談支援事業所等（以下、「支援事業所等」）と特別支援学校の連携に係るアンケート調査

目 的 : 支援事業所等職員及び特別支援学校教員の相互連携に係る状況や意識等を把握し、今後の相互連携充実のための参考資料とするため

実施時期 : 2022年9月

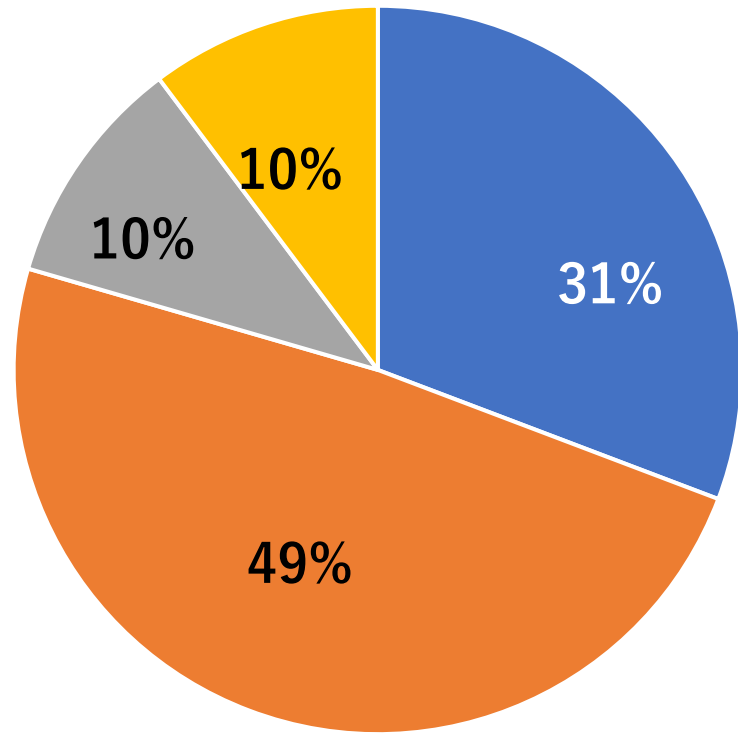
方 法 : マイクロソフト社「Forms」を活用

対 象 : 大阪府内支援事業所等の職員及び大阪府立支援学校の教職員

有効回答数 : 支援事業所等職員 28人 支援学校教職員 53人

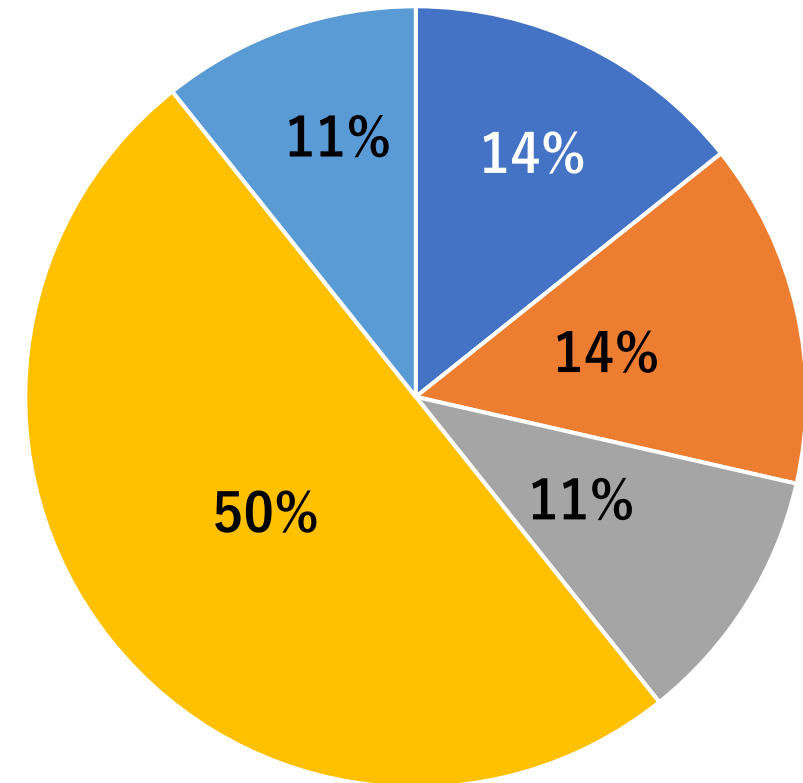
支援事業等職員のアンケート結果

回答者の支援事業所の業務内容



- 児童相談所
- 放課後等デーサービス
- 相談事業所
- その他

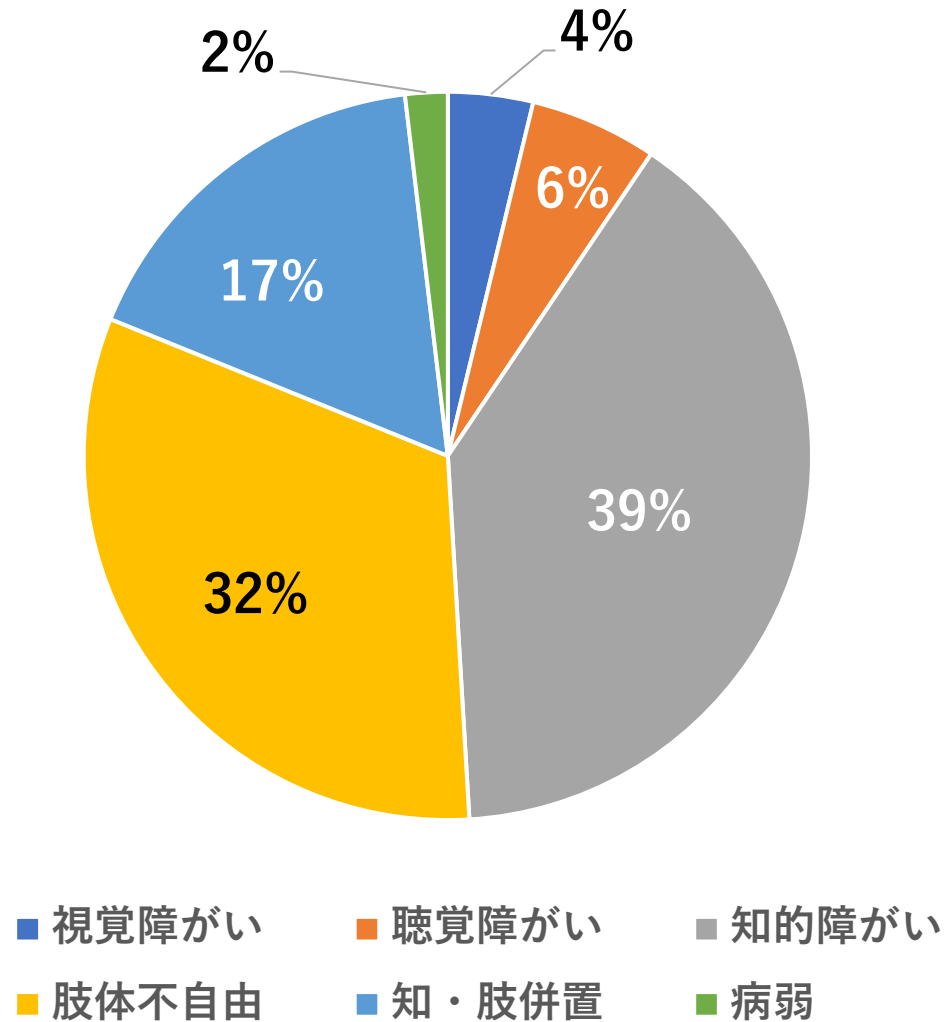
回答者の経験年数



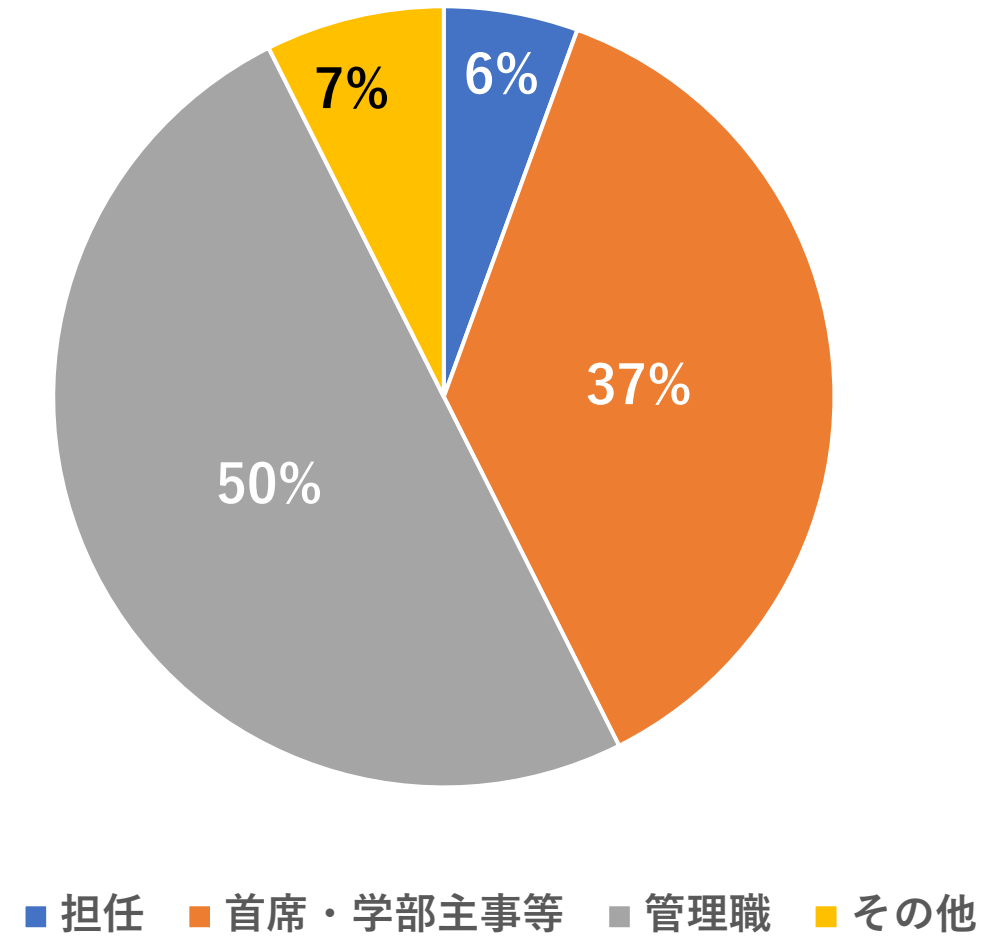
- 1～3年
- 4～6年
- 7～10年
- 11～20年
- 21年以上

府立支援学校教職員のアンケート結果

回答者 勤務校の障がい種別



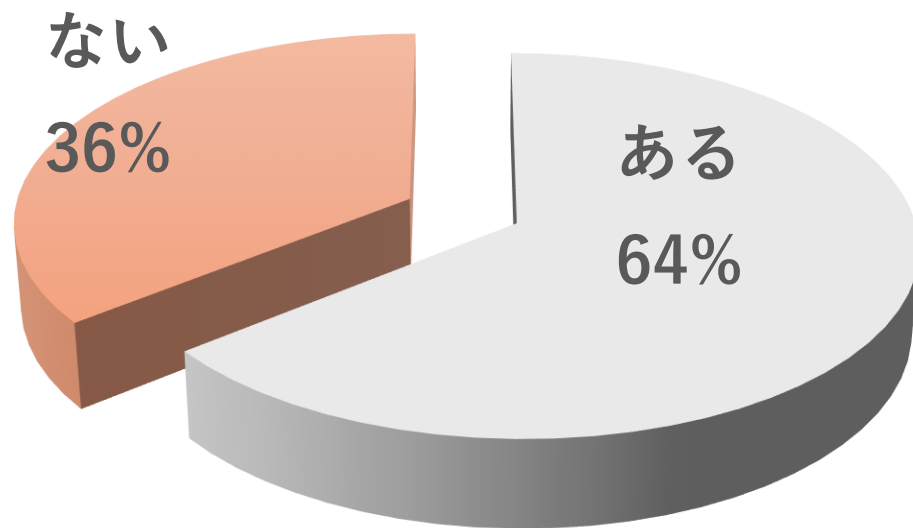
回答者の役職



相互連携について

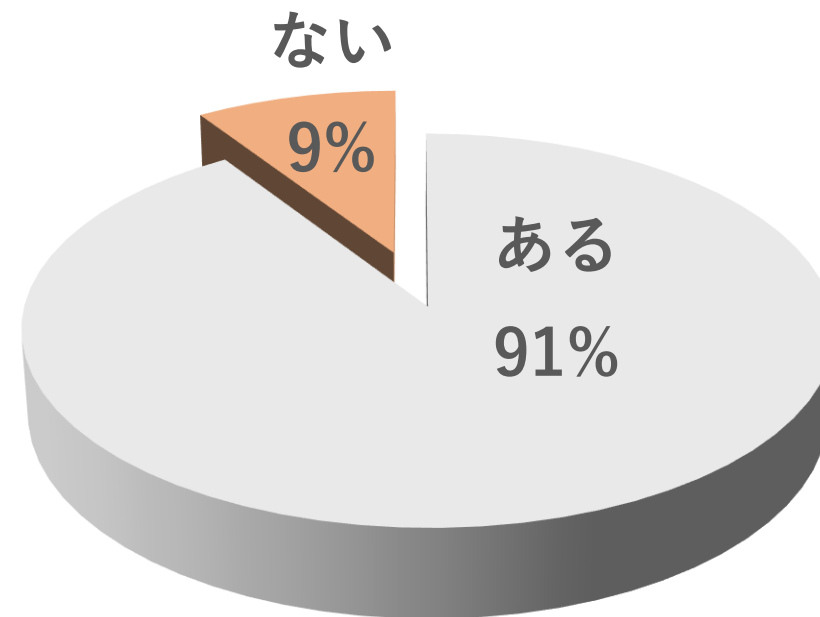
アンケート結果

特別支援学校との情報共有（送迎時除く）、ケース会議、相談等の連携をされた経験はありますか



支援事業所等 職員回答（割合）

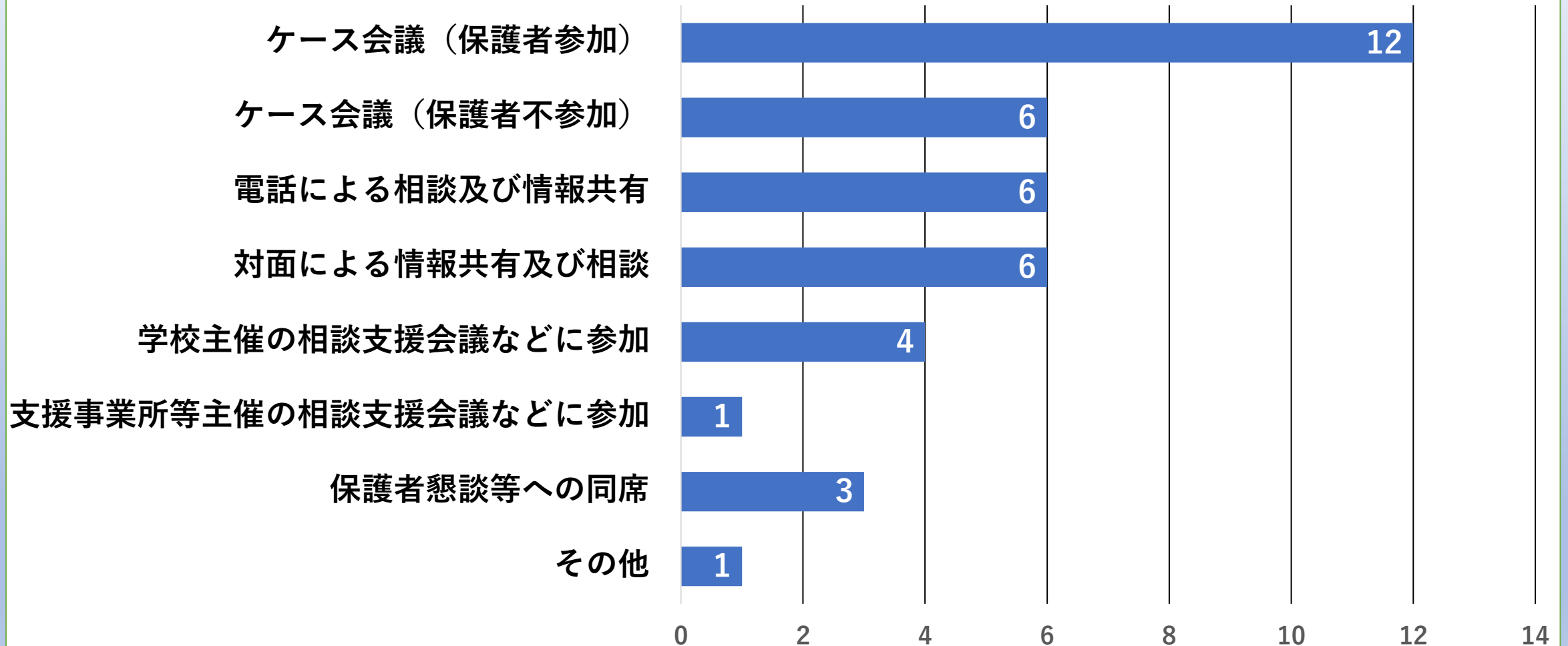
支援事業所等との情報共有（送迎時除く）、ケース会議、相談等の連携をされた経験はありますか



府立支援学校 教職員回答（割合）

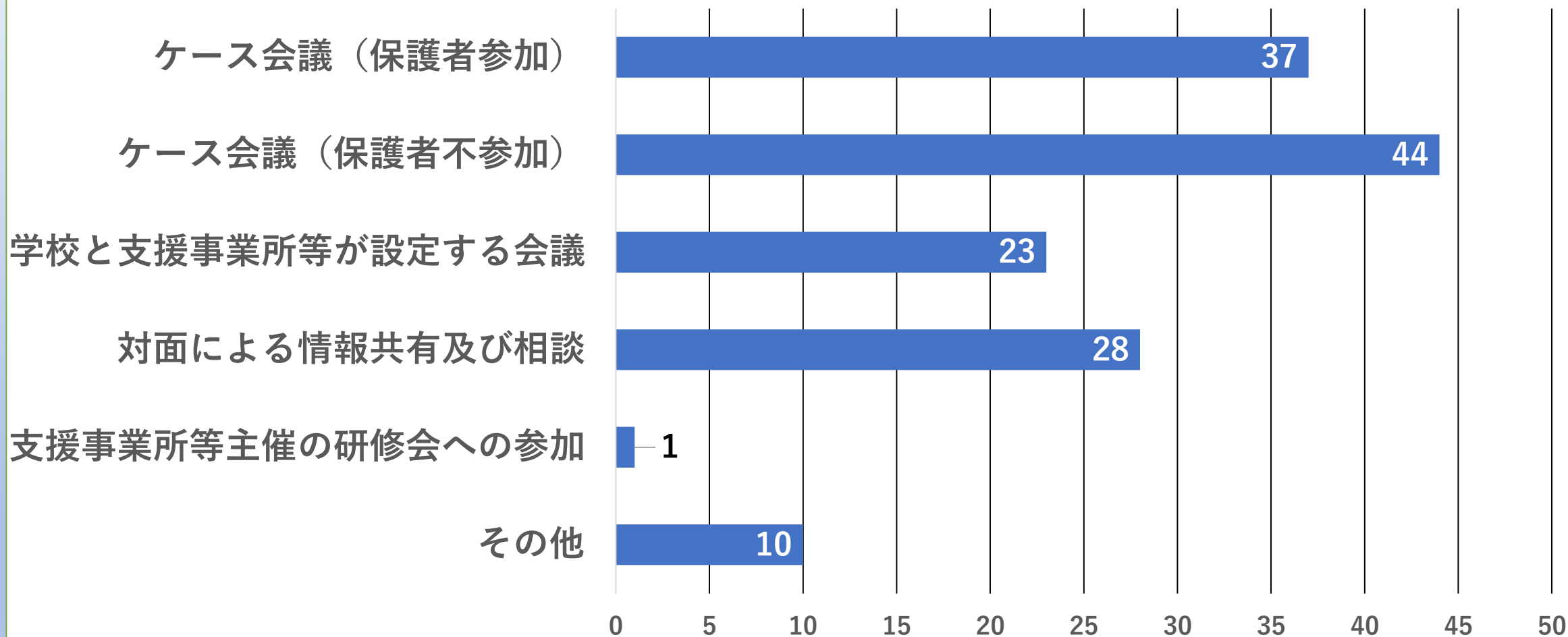
支援事業所等 職員 アンケート結果

具体的にはどのような機会ですか(送迎時除く) 【複数回答可】



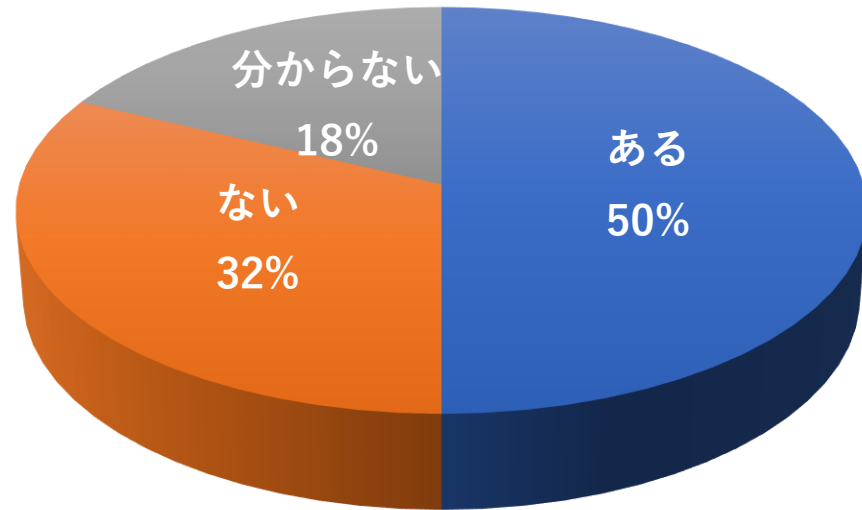
府立特別支援学校 教職員 アンケート結果

具体的にはどのような機会ですか(送迎時除く) 【複数回答可】



個別の教育支援計画について アンケート結果

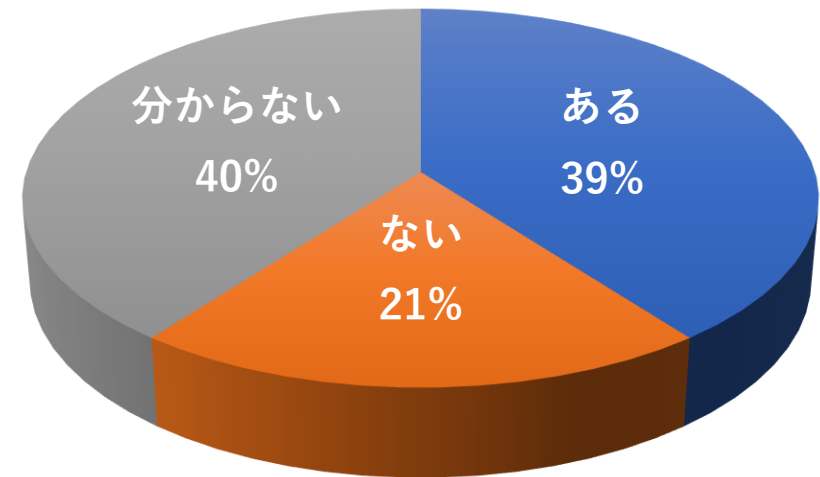
保護者から「個別の教育支援計画」の内容を提示または提供されたことがありますか



■ ある ■ ない ■ 分からない

支援事業所等 職員回答 (割合)

保護者が支援事業所に「個別の教育支援計画」の内容を提示されたことがありますか (保護者了解を含む)



■ ある ■ ない ■ 分からない

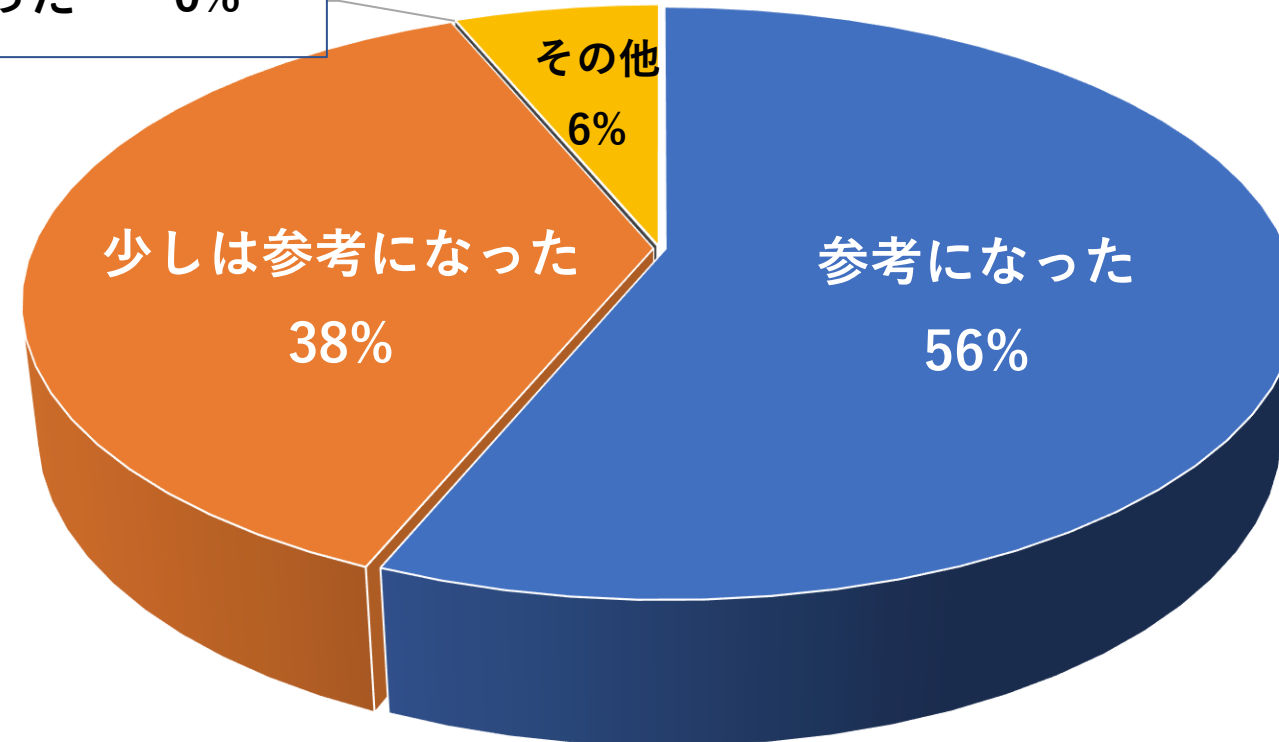
府立支援学校 教職員回答 (割合)

個別の教育支援計画について アンケート結果

保護者から提示された「個別の教育支援計画」の内容は参考になりましたか

支援事業所等 職員回答（割合）

あまり参考にならなかった 0%



■ 参考になった

■ 少しは参考になった

■ あまり参考にならなかった

■ その他

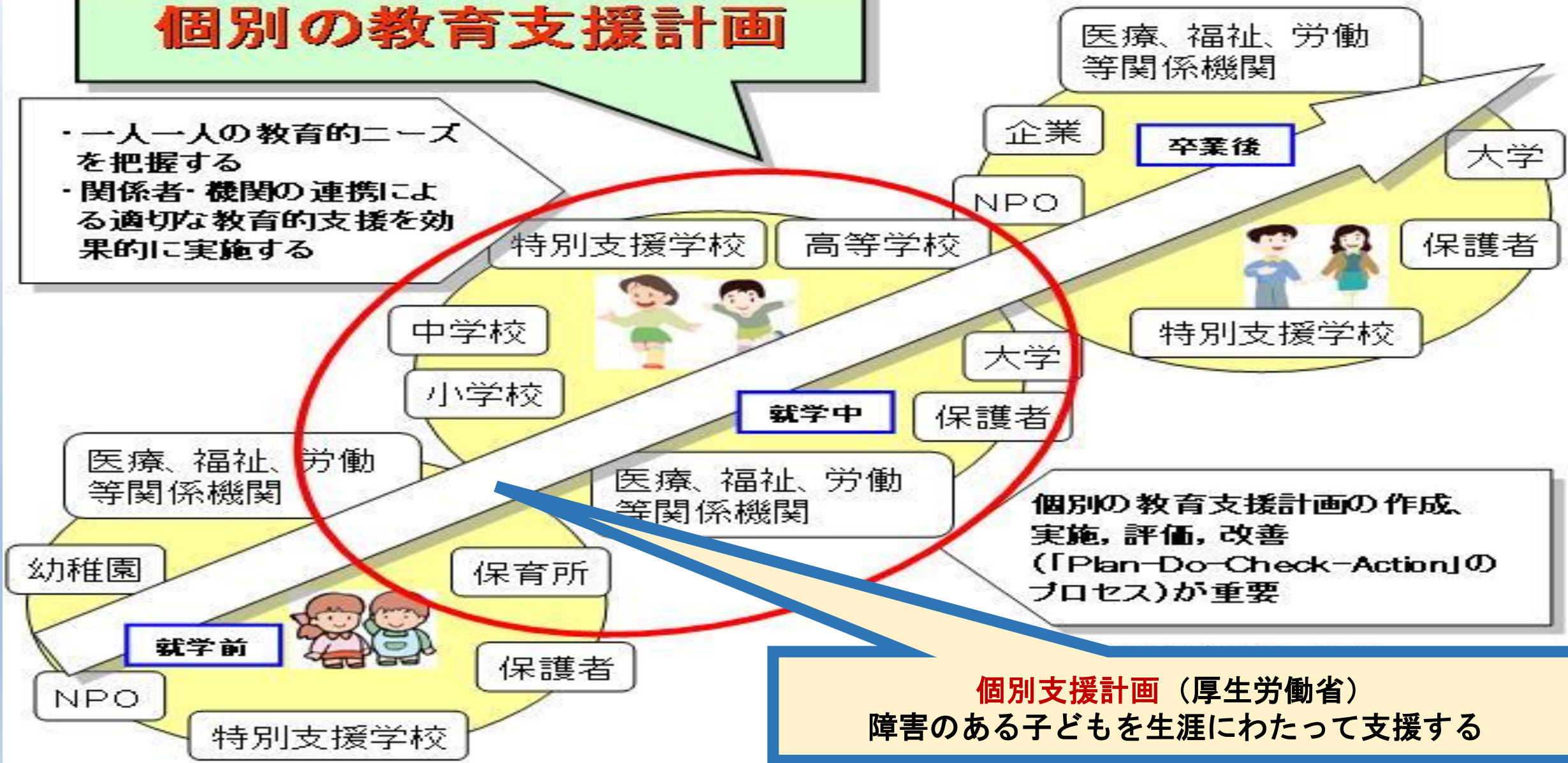
個別支援計画 と 個別の教育支援計画・個別の指導計画

*** アセスメントの重要性**



個別の教育支援計画

- 一人一人の教育的ニーズを把握する
- 関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に実施する



個別の教育支援計画の作成、実施、評価、改善
〔Plan-Do-Check-Action〕のプロセスが重要

個別支援計画（厚生労働省）
障害のある子どもを生涯にわたって支援する

府立高校
様式例

個別の教育支援計画

年入学	期											
生徒名	ふりがな						性別 ()	1年	組	担任		
	生年月日	年	月	日	日生		2年	組	担任			
		3年	組	担任								
保護者名						続柄 ()	出身中学			中学校		
住所・連絡先						電話番号						
診断(障がい)名						診断機関名			診断年齢			
手帳	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉							等級	取得年齢			
生徒の状況	状況等（読み・書き・計算などの基礎的学力、更衣・排泄・食事・移動などの日常生活）											
	友人関係・学校生活・部活動・アルバイト・興味関心 等											
家庭環境												
生活・学習・卒業後の希望	生徒の希望						保護者の希望					

保護者の参画

実態把握
アセスメント



指導・支援の根拠

卒業後の進路

	1年	2年	3年
支援の目標	<p>根拠（実態把握）に基づいた 指導・支援の計画 * 教科横断的な共有が大切</p>		
支援の内容			
評価 (成果・改善・ 引継事項等)	<p>検証と改善</p>		
評価の時期	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)
保護者確認	<p>保護者が計画を引き継ぐ</p>		
	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)

アセスメント（assessment） ・ 実態把握

学校教育現場においては、子どもをより深く理解するために、その子どもに関する情報を様々な角度から集め、その結果を総合的に整理・分析・解釈するプロセスと捉えることができる。

言い換えると、「子どもに対して、適切な指導・支援（介入）を行うために、子どもから得られた情報のもつ意味について考えること」と定義できる。「見立て」などと表現することもできる。

アセスメント・行動観察（実態把握）

【行動観察における主な観点の例】

文字	字の大きさ、バランス、線の滑らかさ、筆圧、形の正確さ、消し方 など
姿勢・運動	姿勢の正しさや持続、身体の動きの滑らかさ、道具（筆記用、はさみ、楽器など）の扱い方、他者との距離 など
意欲・積極性	自発的な取組みの程度、指示への対応の程度 など
注意・集中	注意の向け方、持続の程度 など

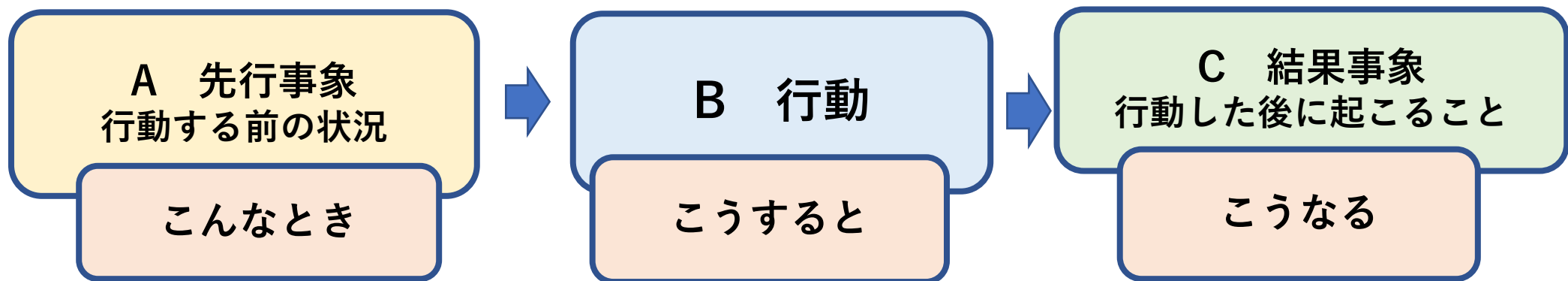
【行動観察を進める際の4つの軸】

- ①時間軸 … 行動の瞬間ではなく、時間の経過の中で読み取っていく
- ②空間軸 … その場で瞬間的に見せる姿だけでは判断できないこともある
- ③対人関係軸… 子どもは、そもそも相手によって異なる姿を示すもの
- ④状況軸 … 急な予定変更、気温・気圧などの変動、聴覚的な刺激、嗅覚的な刺激など

行動の理由を探る

例：応用行動分析（ABA） ApplyBehavior Analysis

A（Antecedent） B（Behavior） C（Consequence） 分析



小学校5年生のAさんは、算数が大好きですが、テストではなかなか満点がとれません。ある日、Aさんが100点をとったので、先生は「よくがんばったね。次もこの調子でね」とほめて、頭をなでました。

ところが、Aさんは、次のテストでは名前しか書かず、0点になってしまいました。

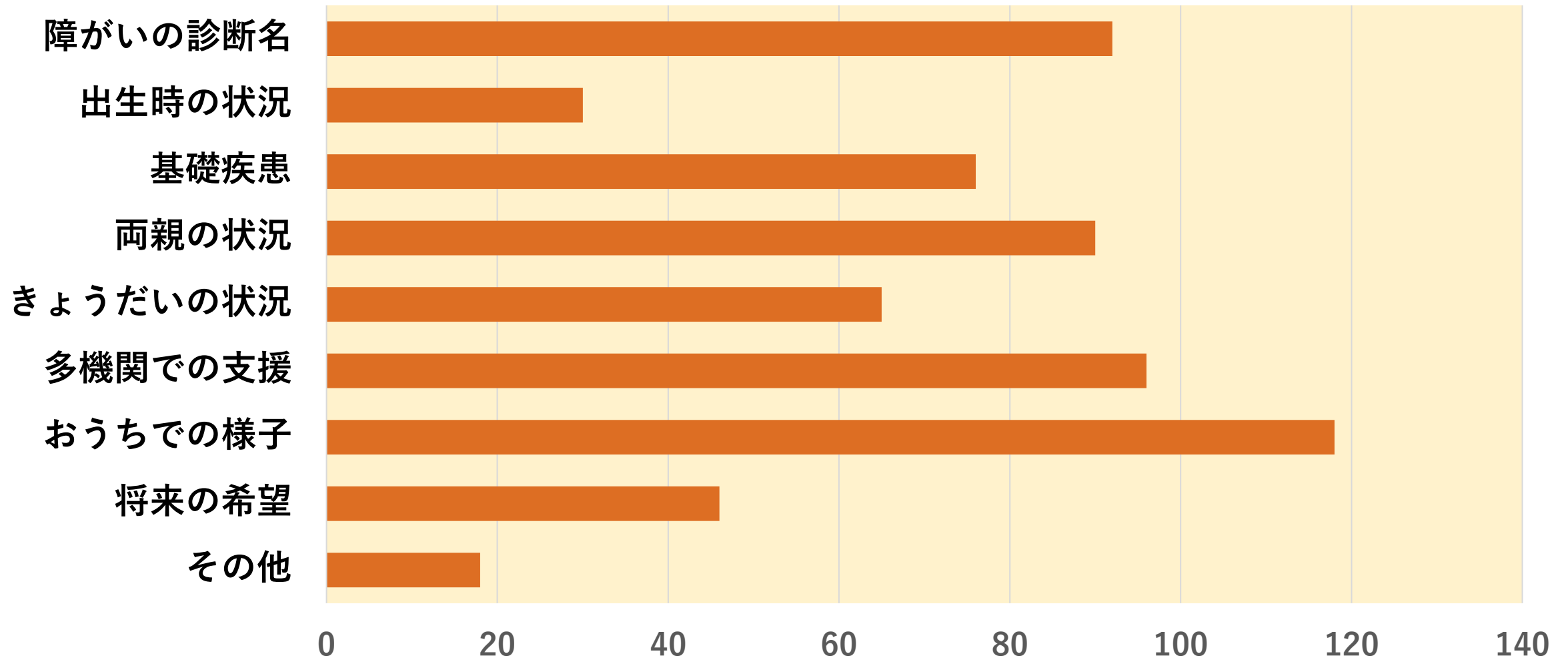
「発達の気になる子の「困った」を「できる」に変える ABAトレーニング」

小笠原恵 加藤慎吾 著 ナツメ社 より

「子どもの支援に必要な情報は？」

* 「放課後等デーサービスの豊かな遊びと発達支援」 亀井智泉編集 中央法規より引用及び参照

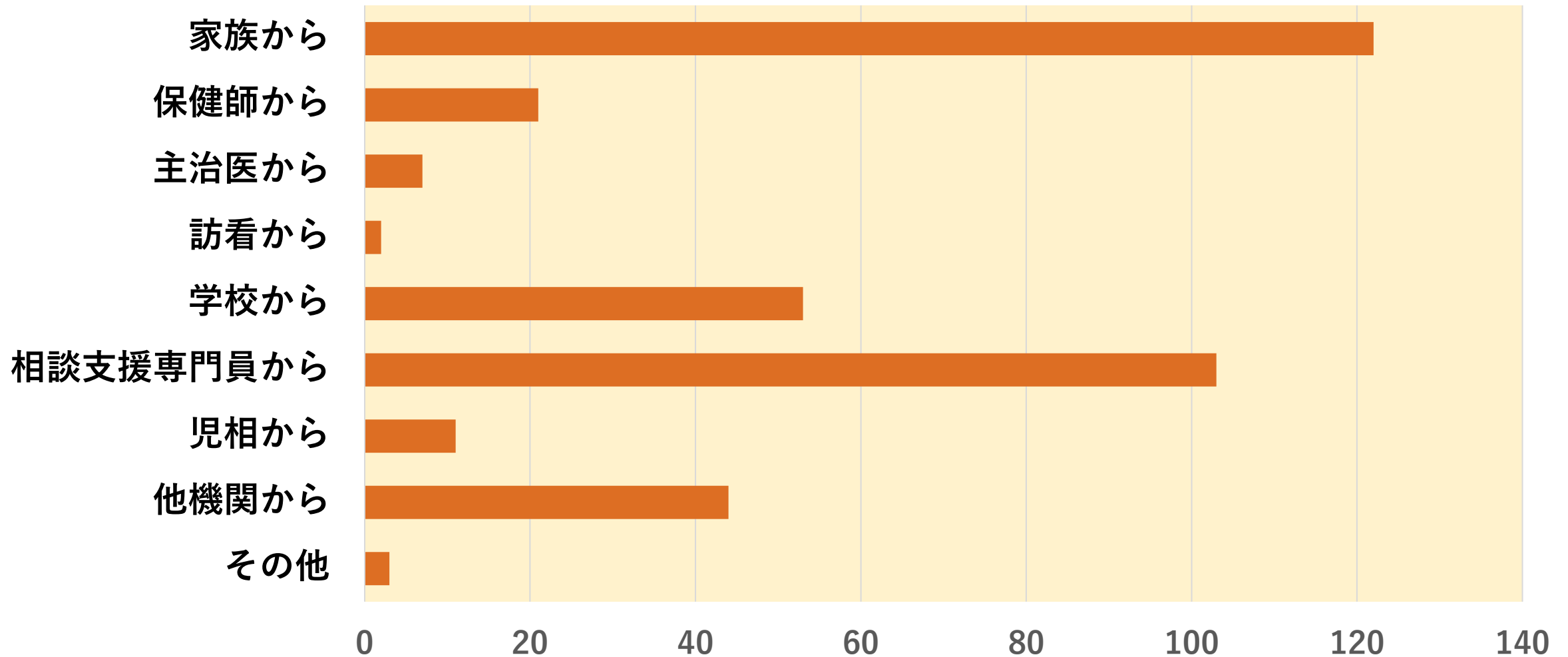
* 上記筆者が、全国900か所の放課後等デーサービス事業所等を対象に調査（平成30年）



「子どもの情報はどこから？」

* 「放課後等デーサービスの豊かな遊びと発達支援」 亀井智泉編集 中央法規より引用及び参照

* 上記筆者が、全国900か所の放課後等デーサービス事業所等を対象に調査（平成30年）



児童発達支援ガイドライン（厚生労働省）より

「本人支援」は、障害のある子どもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域にまとめられるが、これらの領域の支援内容は、お互いに関連して成り立っており、重なる部分もある。

自立活動（特別支援学校 学習指導要領）の紹介

- ・ 特別支援学校 学習指導要領では、自立活動の内容として、6つの区分と区分の下に27項目が示される。
- ・ 6つの区分は以下のとおり。

1 健康の保持	2 心理的な安定
3 人間関係の形成	4 環境の把握
5 身体の動き	6 コミュニケーション

自立活動の項目内容（1・2）の紹介

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

自立活動 項目内容（3・4）の紹介

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

自立活動の項目内容（5・6）の紹介

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

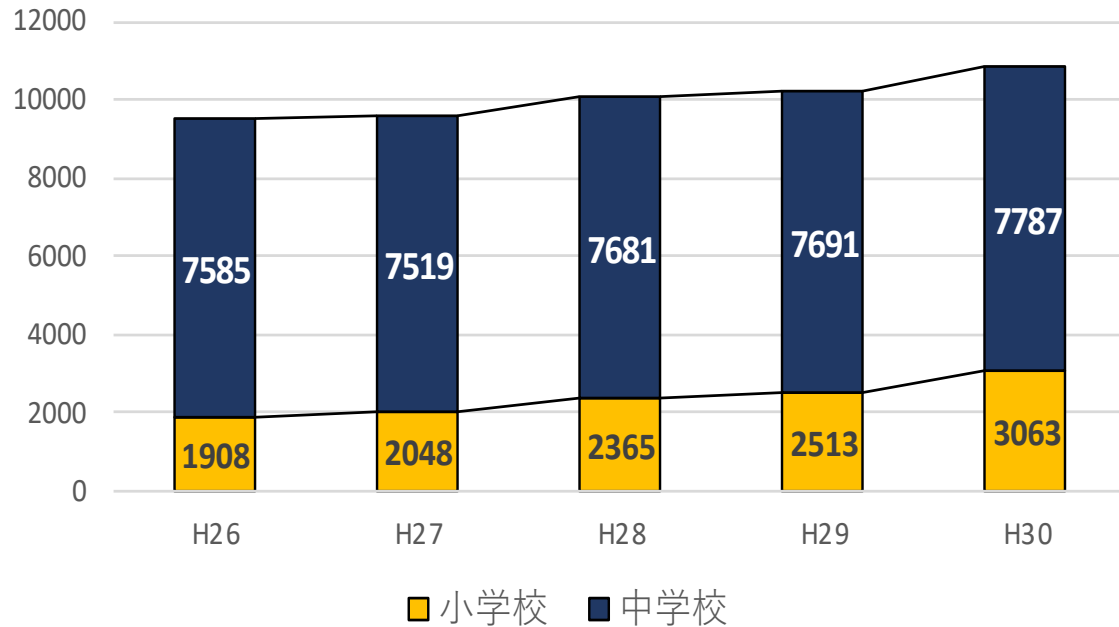
- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

大阪府の不登校の現状

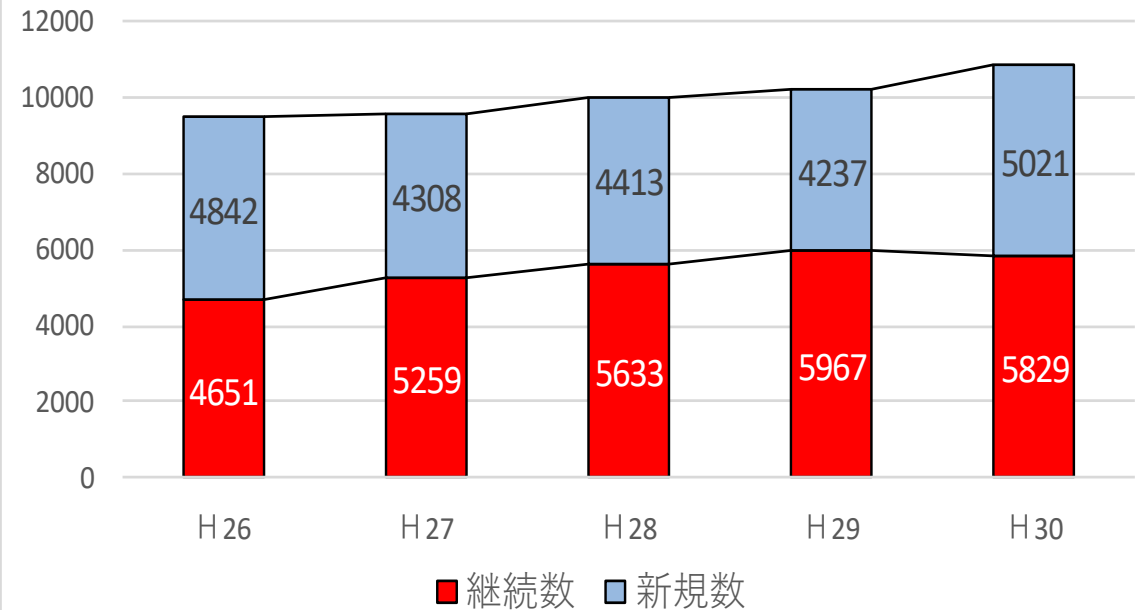
大阪府教育庁リーフレットリーフレット「子どもたちの社会的な自立のために ～不登校児童生徒への支援と取組み～」より一部引用

不登校とは・・・心理的・情緒的・身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状況になっていること

大阪府の不登校者数の推移（小中学校別）



大阪府の不登校者数の推移（新規継続別）

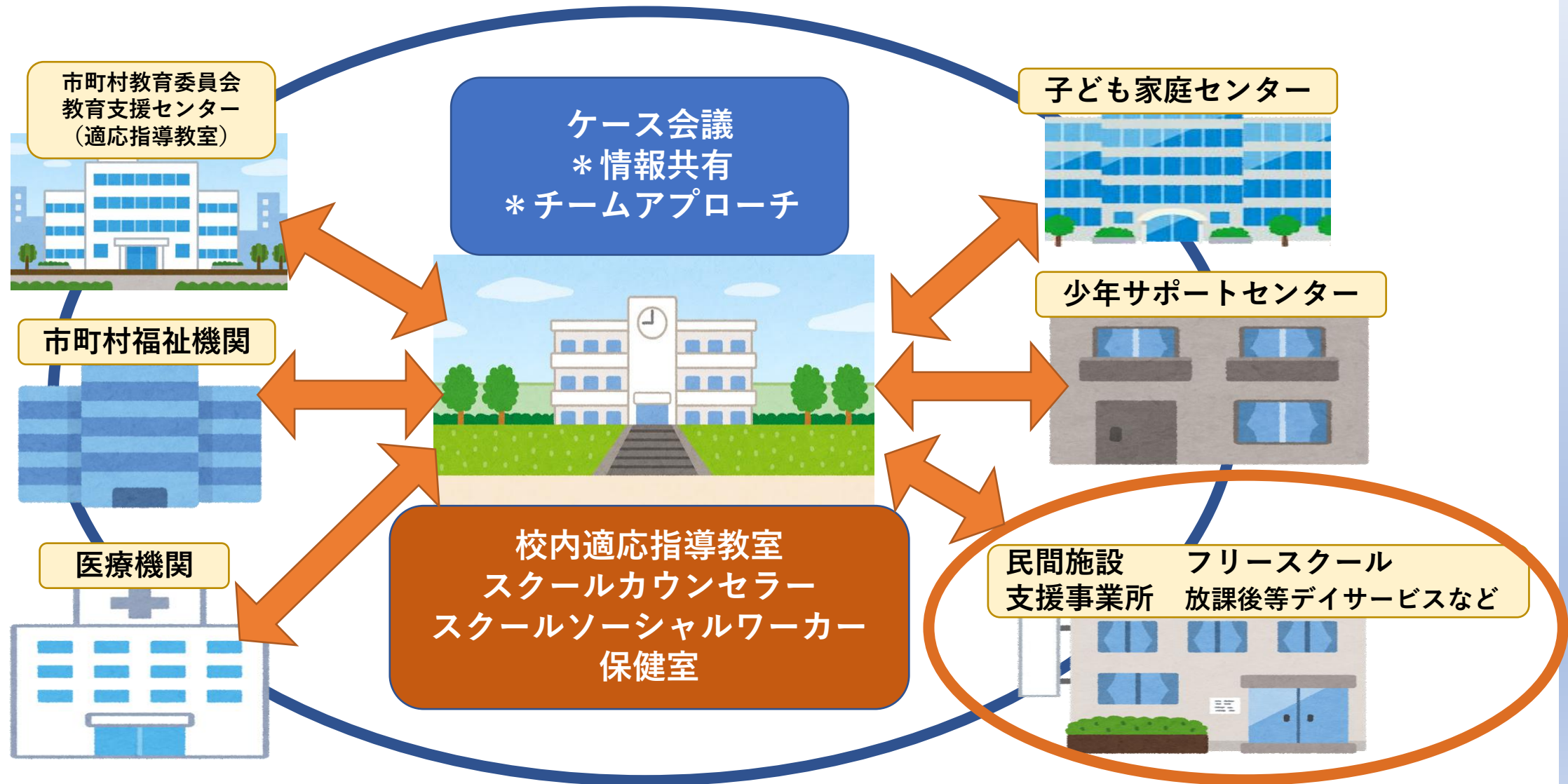


近年、大阪府の不登校児童生徒数は、全国と同様に増加傾向にある。平成28年度以降は、年間30日以上長期欠席者のうち、小中学校合わせて1万人以上の児童生徒が不登校状態にあることが分かっている。

※ 1 新規数：前年度は不登校ではなかった児童生徒数
※ 2 継続数：前年度も不登校であった児童生徒数

アセスメントに基づいた多面的で適切なプランニング

大阪府教育庁リーフレット「子どもたちの社会的な自立のために ～不登校児童生徒への支援と取組み～」参照



療育と教育 支援事業所等と学校

相互理解の広がり と 相互連携の充実にむけて



障害のある子供の教育支援の手引（文部科学省）

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

文部科学省がそれまでの「教育支援資料」を改訂し、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方を記載している。

支援事業所等と学校間の「個別支援計画」と「個別の教育支援計画」などの相互活用などの内容も盛り込まれている。

文部科学省の[ホームページからダウンロード](#)できる。



「障害のある子供の教育支援の手引（文部科学省）」より引用

第1編 2 早期からの一貫した教育支援

(3) 移行期の教育支援に求められること（一部抜粋）

個別の教育支援計画やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、従前の教育上の合理的配慮を含む支援の内容を新たな支援機関等に着実に引き継ぐことが重要である。

教育における個別の教育支援計画と、福祉におけるサービスの利用計画や事業所の個別支援計画、労働における移行支援計画などを一体的に情報提供や情報共有ができるような仕組みを構築する必要がある。

「障害のある子供の教育支援の手引（文部科学省）」より引用

第2編 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス

4 継続的な教育相談の実施（一部抜粋）

障害のある子供は、学校に加え、放課後等デイサービス等で過ごす時間も長い場合があることから、子供の成長や課題等について総合的に把握することができるよう、学校や教育委員会関係者が、日常的に放課後等デイサービスの事業者等との連携を図ることも、継続的な教育相談を行う上で有用である。

「令和5年度 大阪府公立学校教員採用選考テスト 第1次選考筆答テスト」では、この項目に係る内容が出題されている。

* テスト問題は、大阪府教育庁ホームページに掲載

児童発達支援ガイドライン（厚生労働省）より

4章 関係機関との連携

4 学校や放課後等デイサービス事業所等との連携

子どもが成長し、児童発達支援センター等から小学校や特別支援学校（小学部）に進学する際には、児童発達支援計画と個別の教育支援計画等を含め、子どもの発達支援の連続性を図るため、保護者の了解を得た上で、児童発達支援計画の内容だけでなく、子ども本人の発達の状況や障害の特性、児童発達支援センター等で行ってきた支援内容等について情報共有を図り、円滑に支援が引き継がれるようにすることが必要である

放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省）

3 「児童発達支援管理責任者向けガイドライン」項目より一部引用

イ 学校との連携

学校との間で相互の役割の理解を深めるため、

- (ア) 保護者の同意を得た上で、学校に配置されている外部との関係機関・団体との調整の役割を担っている特別支援教育コーディネーター等から個別の教育支援計画等についての情報提供を受けるとともに、放課後等デイサービス事業所の放課後等デイサービス計画を特別支援教育コーディネーター等へ提供する。

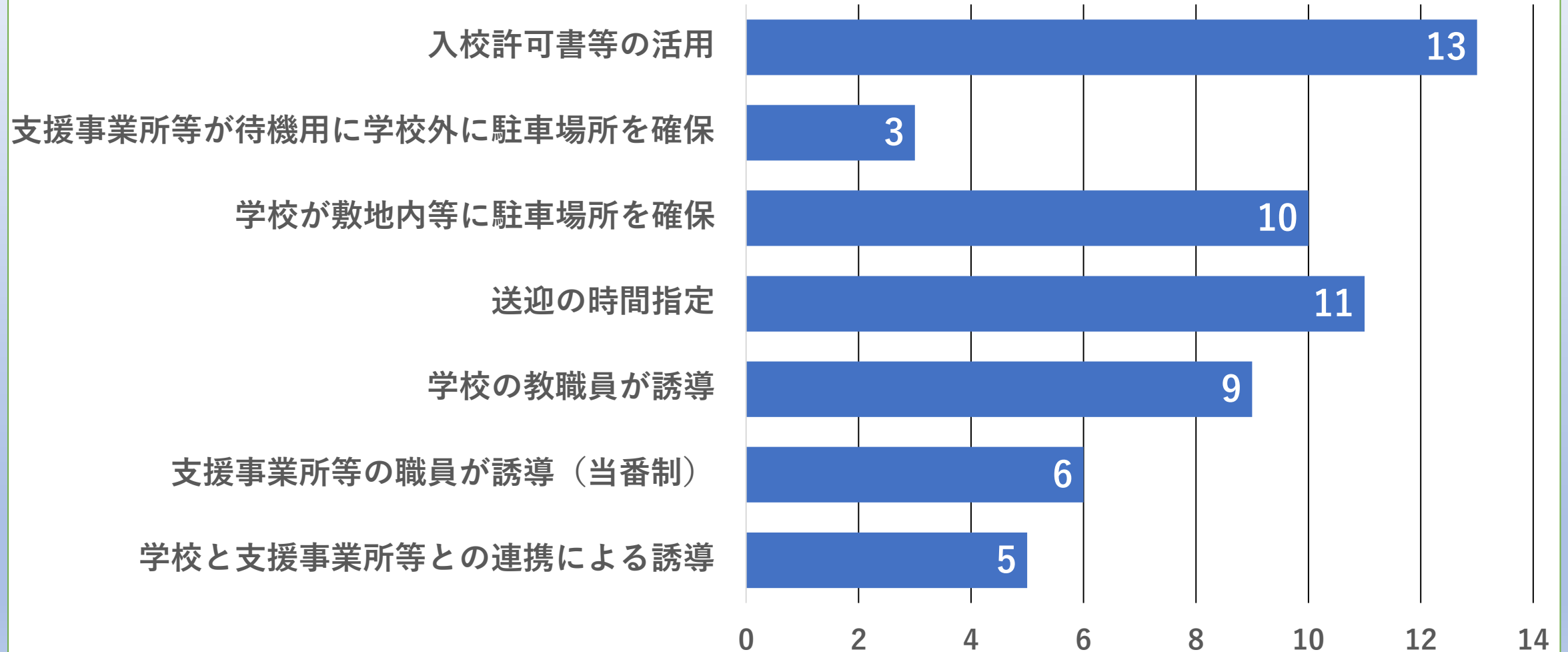
放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省）

3 「児童発達支援管理責任者向けガイドライン」項目より一部引用

イ 学校との連携

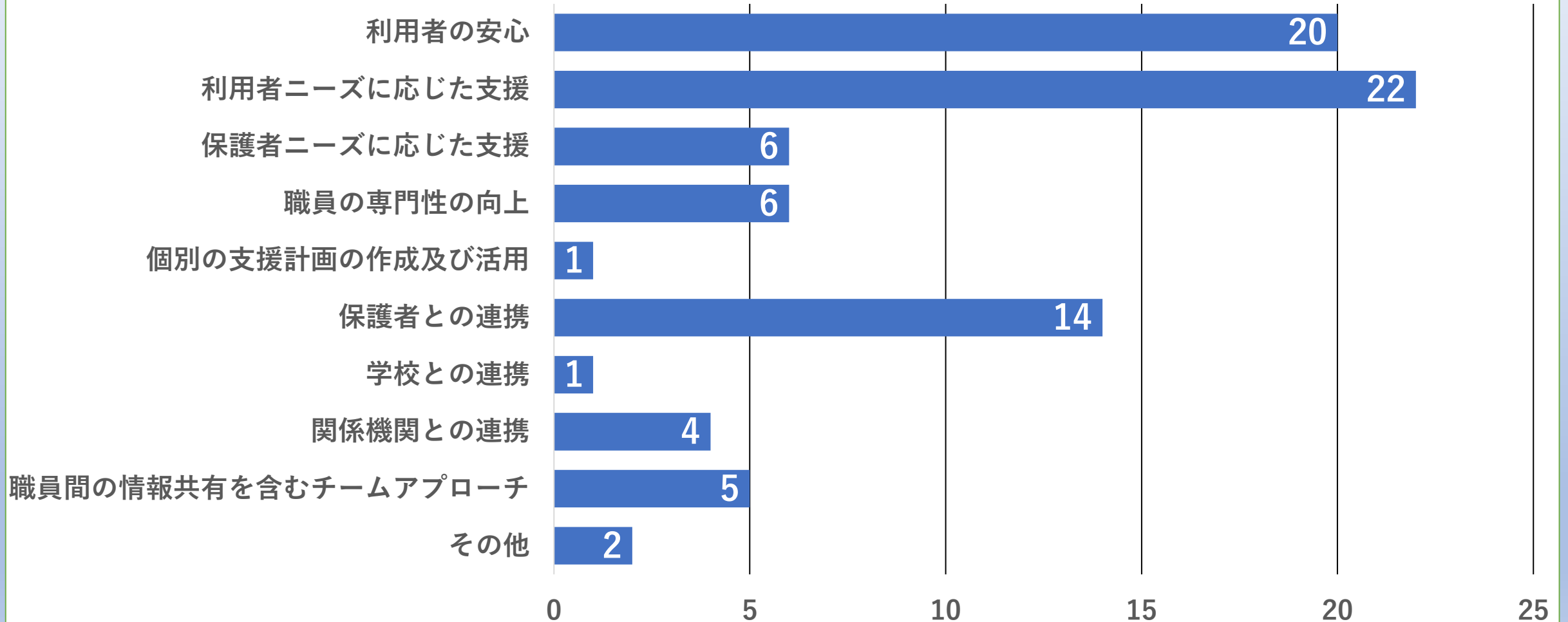
- ・ 子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図る必要がある。
- ・ 年間計画や行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認、引継ぎの項目等、学校との間で情報を共有しておく必要がある。
- ・ 特に学校の授業終了後の迎えに当たっては、他の事業所の車両の発着も想定されることから、事故等が発生しないよう細心の注意を払う必要がある。このため、設置者・管理者は、送迎時の対応について学校と事前に調整しておくことが必要である。

支援事業所等職員 アンケート結果（送迎時の連携）複数回答可



支援事業所等職員 アンケート結果（支援の観点）

回答者は、支援の観点として優位性が高いと思う内容を3つ選択



療育と教育の連携

保護者



個別の教育支援計画
個別の指導計画

個別支援計画

児童発達支援計画
放課後等デイサービス計画



将来

情報共有
支援の連動



学校

ケース会議

送迎時の
円滑な引継ぎ

支援事業
所等

おわりに

今回のアンケート調査では、最後の質問項目として、相互連携の充実などについてのご意見等を自由記載で求めました。

- ・ 支援学校では、視覚障がい、聴覚障がいのある子どもたちの放課後等デーサービス事業所などの確保の困難さの解消、また、支援事業所等と支援学校の双方から、相互連携の具体的な対応についての意見が多くありました。
- ・ 相互連携における対応改善を求める趣旨がいくつかみられましたが、いずれも、本人、保護者への支援を大切にしたいとの強い思いが感じられました。
- ・ この研修が、職員の皆さまの子どもへの思いを大切にし、保護者はもとより、支援事業所等における療育と学校教育とのより良き相互理解と連携につながる機会になればと願います。

